

月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料

令和8年2月25日

内閣府

<日本経済の基調判断>

<現状> 【表現変更】

景気は、米国の通商政策の影響が残るものの、緩やかに回復している。

(先月の判断) 景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。

<先行き>

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。

<政策の基本的態度>

政府は、「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的に財政出動を行うことで「強い経済」を構築する。

今の国民の暮らしを守る物価高対策を早急に講じるとともに、日本経済の強さを取り戻すため、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、防衛力と外交力の強化を柱とする「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（11月21日閣議決定）及びその裏付けとなる令和7年度補正予算を速やかに執行するとともに、令和8年度予算及び関連法案の早期成立に努める。

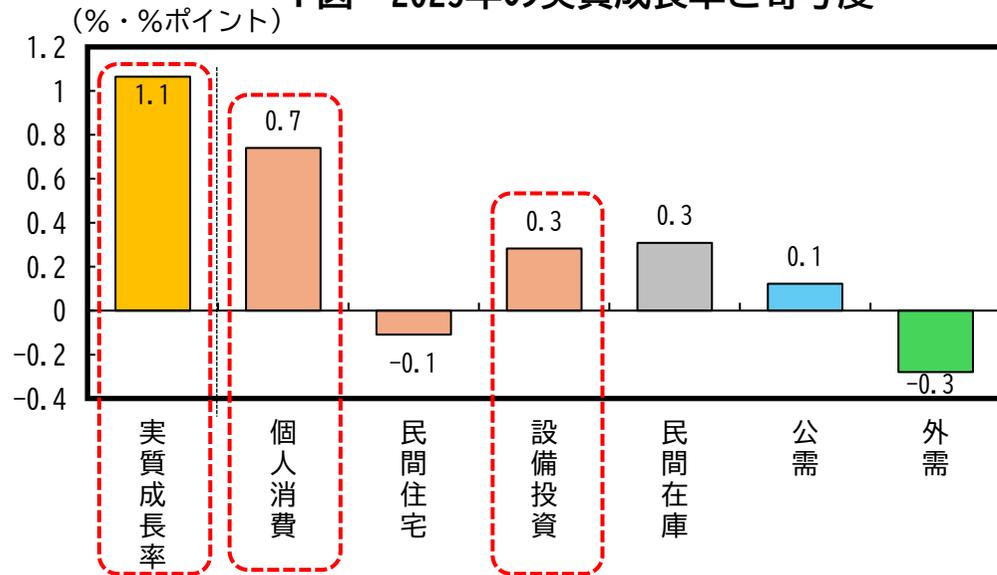
政府と日本銀行は、引き続き緊密に連携し、経済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていく。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

今月のポイント GDP成長率と今後の課題

- ◆ 2025年の実質GDP成長率は、個人消費や設備投資がけん引する形で、1.1%のプラス成長となった（1図）。ただし、直近10-12月期を仔細に見ると、公共投資や輸出が前期比で減少した他、設備投資も実質では小幅プラスにとどまる（2表）。
- ◆ 建設に関する手持ち工事高、設備投資に関する機械受注の残高が積み上がっており、受注は増加しているものの、工事や生産が追い付いていない（3図・4図）。現場における人手不足など供給制約が需要の顕在化を妨げている面がある。

1図 2025年の実質成長率と寄与度

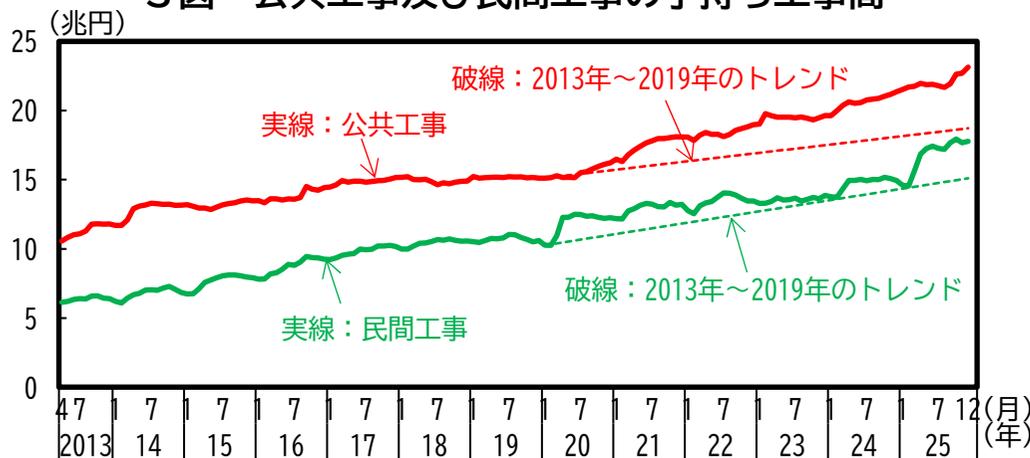


2表 2025年10-12月期の成長率（寄与度）

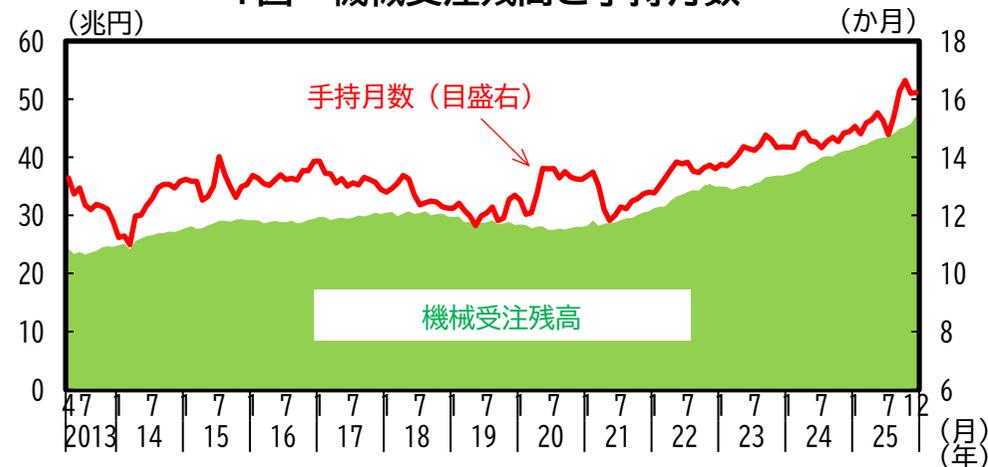
（前期比年率、%、%ポイント）

	実質	名目
GDP成長率	0.2	2.3
個人消費	0.2	1.2
民間住宅	0.7	0.9
民間企業設備	0.2	0.8
在庫投資	▲ 0.8	▲ 0.9
政府消費	0.1	0.3
公的資本形成	▲ 0.3	▲ 0.1
輸出	▲ 0.2	2.4
輸入	0.3	2.2
最終需要	1.1	3.2

3図 公共工事及び民間工事の手持ち工事高



4図 機械受注残高と手持月数



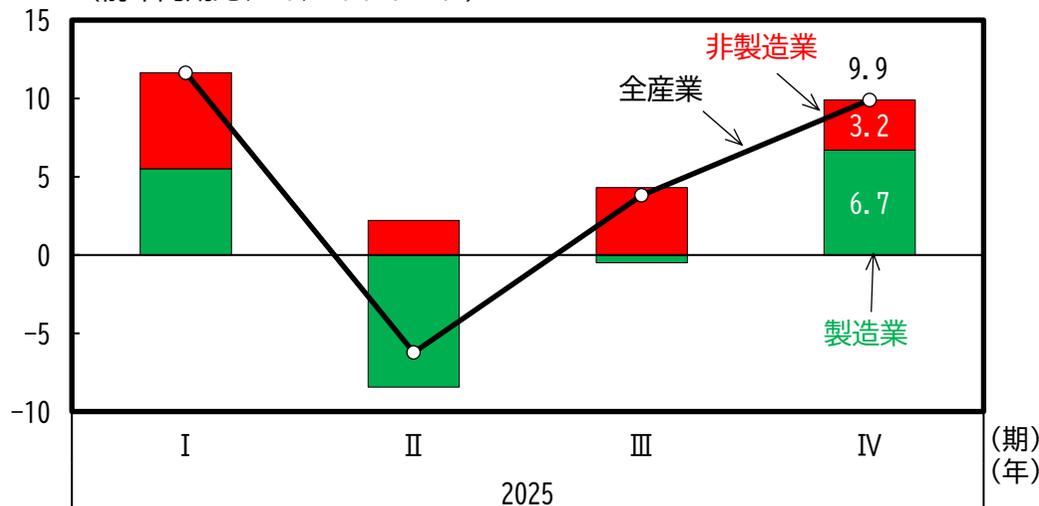
(備考) 1. 1図、2表は、内閣府「国民経済計算」により作成。2表は季節調整値。輸入寄与度のプラスは輸入の減少を意味する。
 2. 3図は、国土交通省「建設総合統計」により作成。公共工事は内閣府による季節調整値、民間工事は原数値。破線は、2013年4月から2019年12月までの期間のトレンドが2020年以降も継続したと想定した場合の仮想値。
 3. 4図は、内閣府「機械受注統計調査報告」により作成。機械受注残高は原数値で、手持月数（月末受注残高／前3か月平均販売額）は季節調整値。ともに国内民需のほか、外需、官公需と代理店を含む。

今月の指標（1） 企業の収益・輸出・生産の動向

- ◆ 企業の収益動向について、最新の決算情報を集計すると、米国通商政策の影響は残るものの、改善の動き（1図・2図）。
- ◆ 対米輸出については、自動車輸出の減少が下げ止まり、持ち直しの動きがみられる（3図）。生産動向は、全体として横ばい圏内が続いてきたが、足元では輸送機械工業の生産が上向き、企業予測を見ても今後の持ち直しが期待される（4図）。

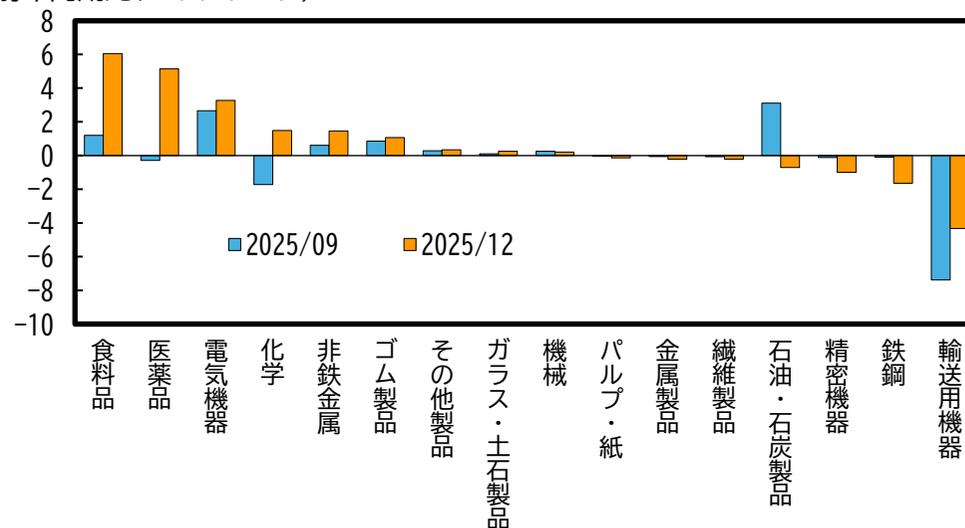
1図 上場企業決算（営業利益）の動向

（前年同期比、%、%ポイント）



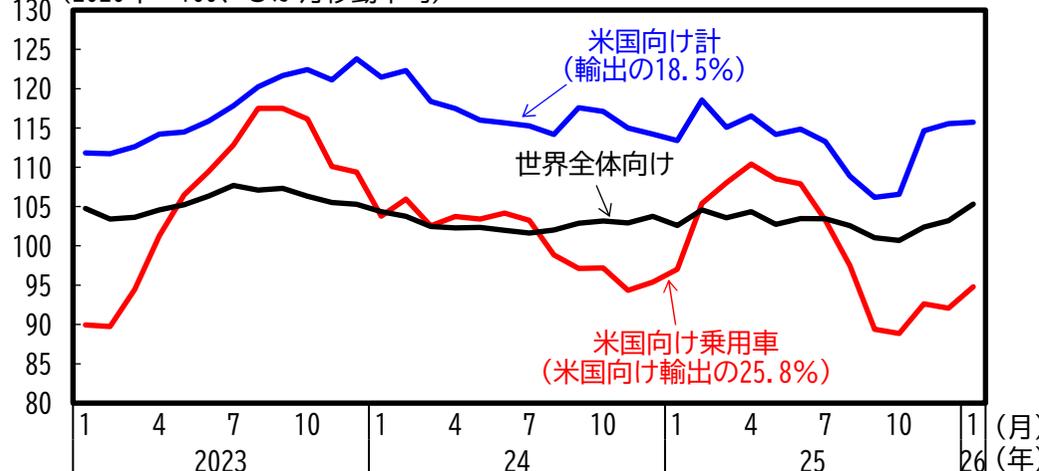
2図 営業利益の業種別寄与度（製造業・前年同期比）

（前年同期比、%ポイント）



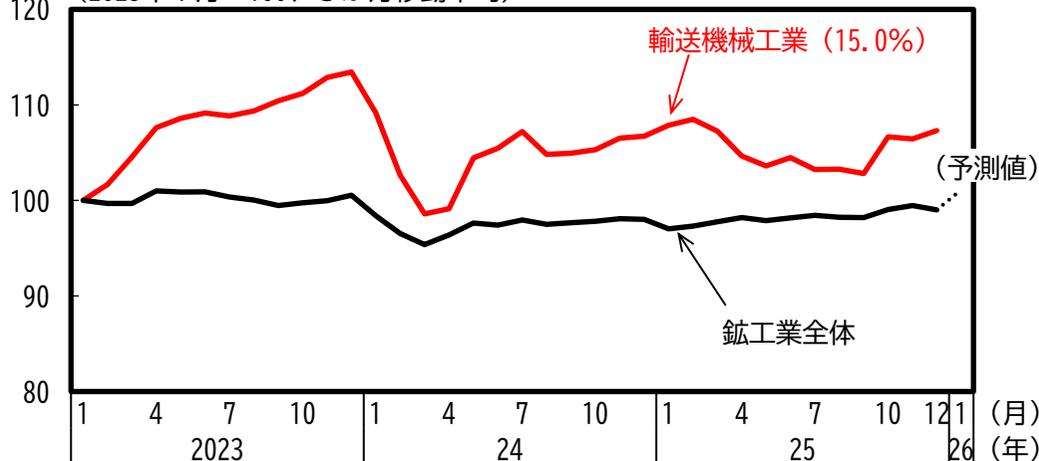
3図 輸出数量の動向

（2020年=100、3か月移動平均）



4図 生産の動向

（2023年1月=100、3か月移動平均）

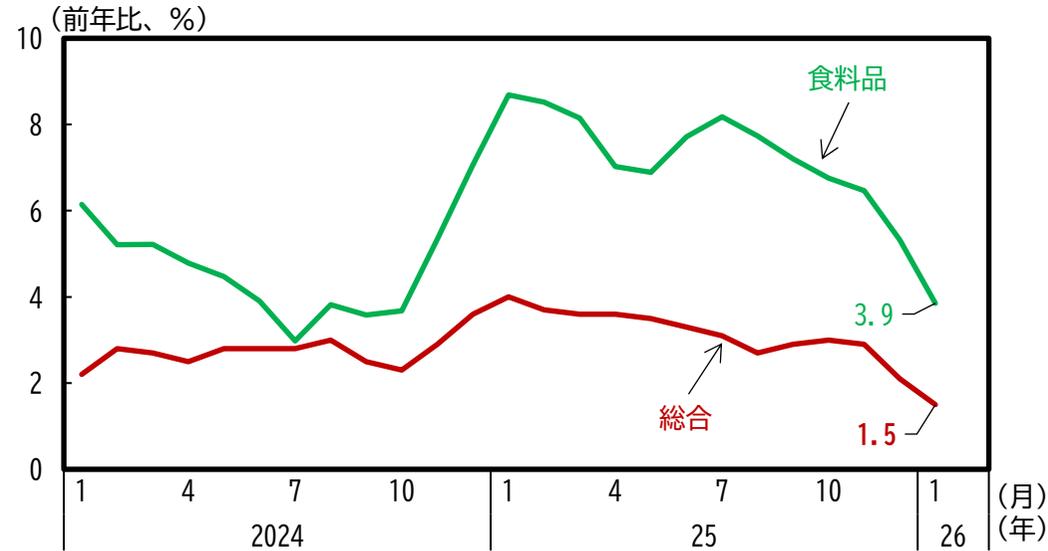


（備考）1. 1図、2図は、上場企業決算にて公表されている3か月ごとの各社営業利益を日経NEEDSより調査、集計したものと、金融業、電力業、金融要因を除く。記載数値は小数点第2位を四捨五入しているもの。
 2. 3図は、財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は、2025年の輸出金額シェアを表している。
 3. 4図は、経済産業省「鉱工業指数」により作成。季節調整値。括弧内は、2020年を基準年とする鉱工業生産指数の中のウエイト。26年1月の値は、25年12月の実績値に26年1月の製造工業予測指数の増加率を乗じたものと、25年11月・12月の実績値を足したものの平均。

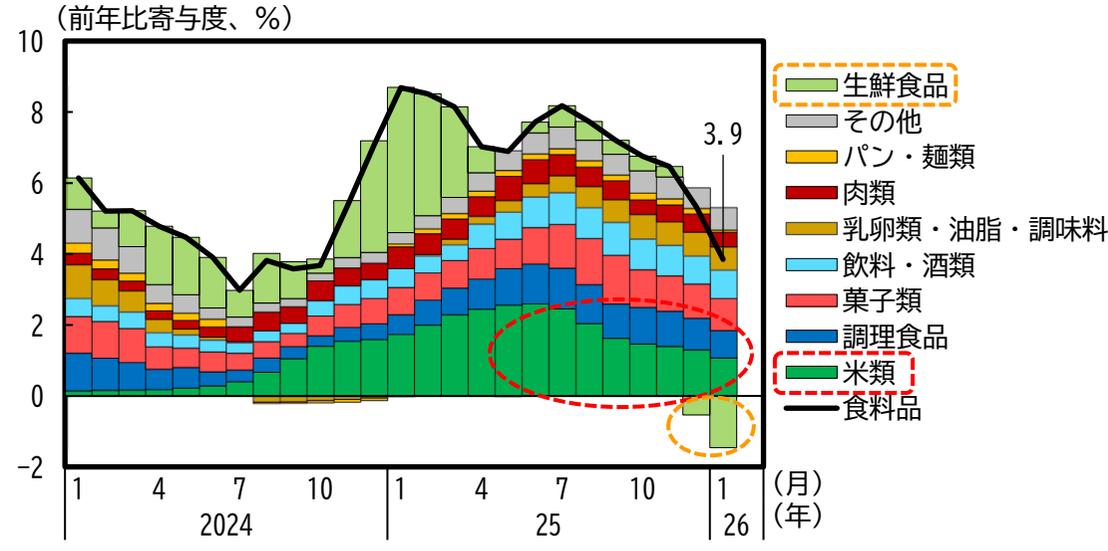
今月の指標（2） 物価の動向

- ◆ 1月の消費者物価（総合）は、前年比1.5%と伸び率が鈍化。依然、食料品価格の上昇率が相対的に高いものの、その伸びは緩やかになっている（1図）。米価の上昇が昨年夏をピークに鈍化し、生鮮食品の価格も落ち着いている（2図）。
- ◆ ガソリンの店頭価格は、政策により段階的に引き下げられ、昨年11月に比べて16.8円低い水準にある（3図）。一方、輸入物価について、足元、銅や電子機器を中心に上昇傾向にあることには留意が必要（4図）。

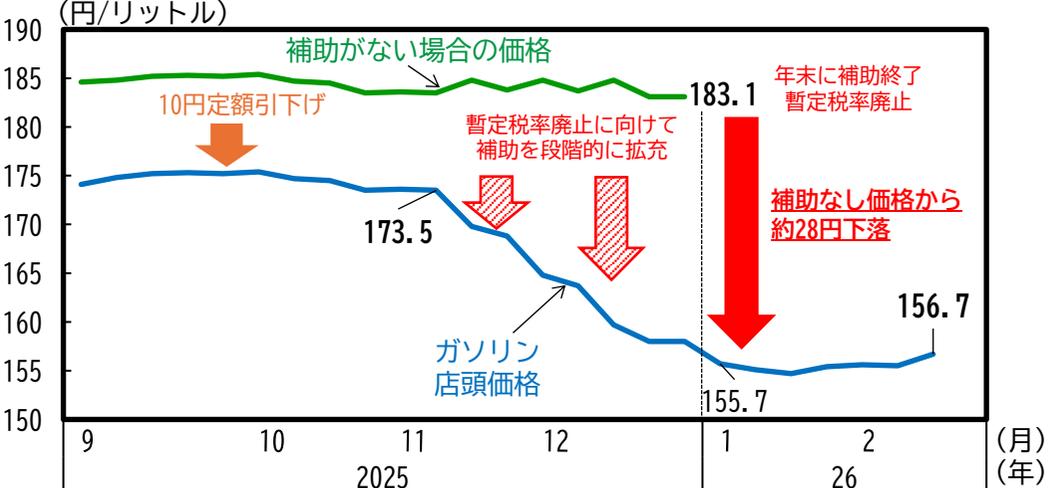
1図 消費者物価上昇率



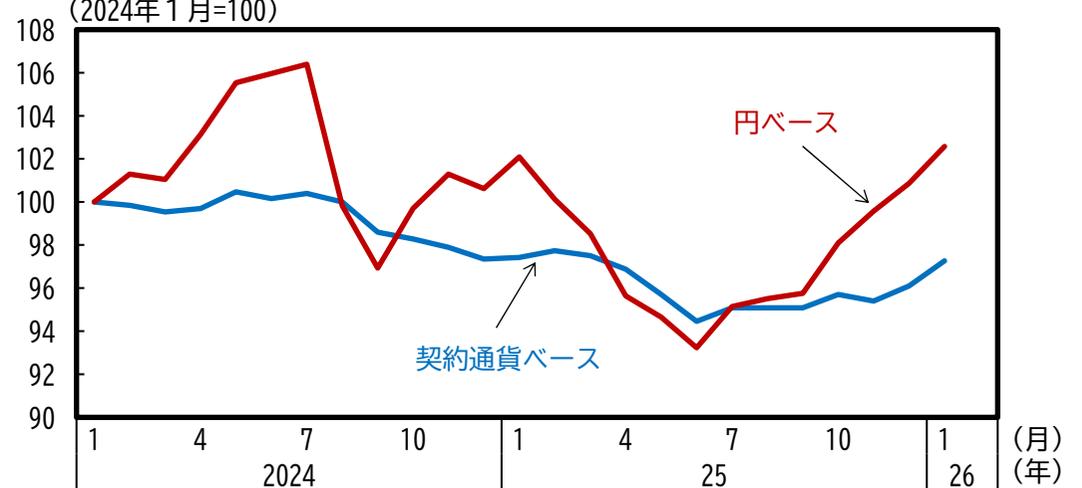
2図 食料品価格の上昇率



3図 ガソリン価格の推移



4図 輸入物価の動向

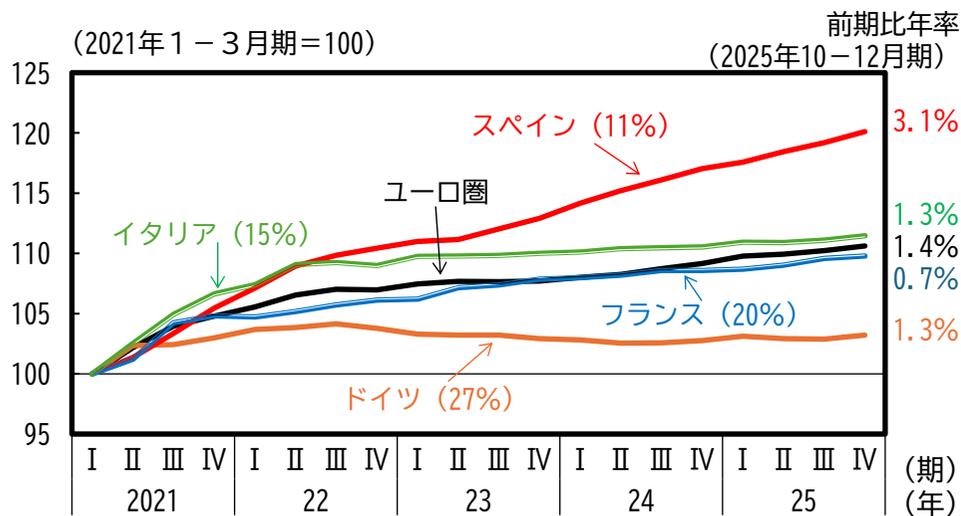


(備考) 1. 1図、2図は、総務省「消費者物価指数」により作成。
 2. 3図は、資源エネルギー庁「石油製品価格調査」により作成。ガソリン店頭価格は暫定税率廃止により、税額25.1円/リットルに消費税分(2.5円/リットル)を加えた計約28円が2025年末の補助なし価格から低下。
 3. 4図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。

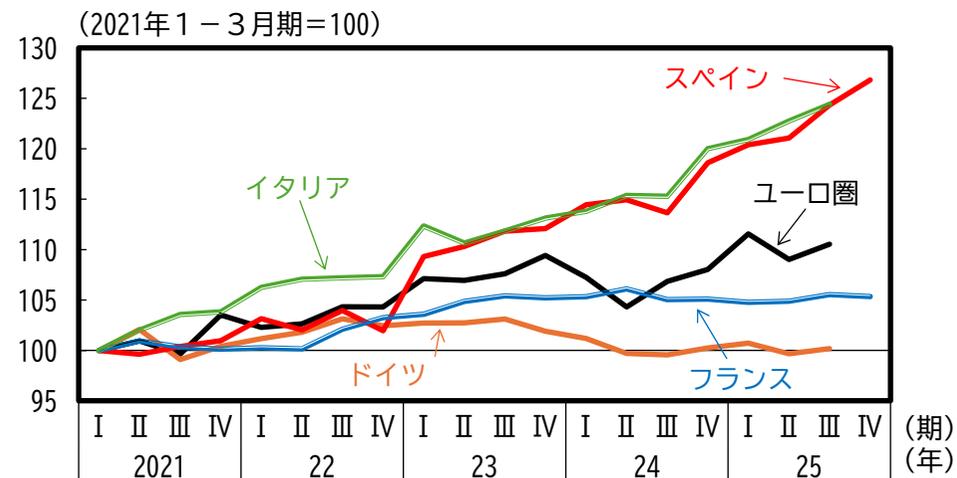
今月の指標（3） 欧州経済の動向

- ◆ ユーロ圏の景気は持ち直しの動きがみられ、特にスペイン、イタリアが堅調である（1図）。コロナ禍後の観光業の回復に加え、スペイン、イタリアでは設備投資が景気をけん引している（2図）。
- ◆ その背景には、経済回復を目的としたEUによる復興基金が、特に両国には寄与しているとみられる（3図）。

1図 実質GDP（欧州）

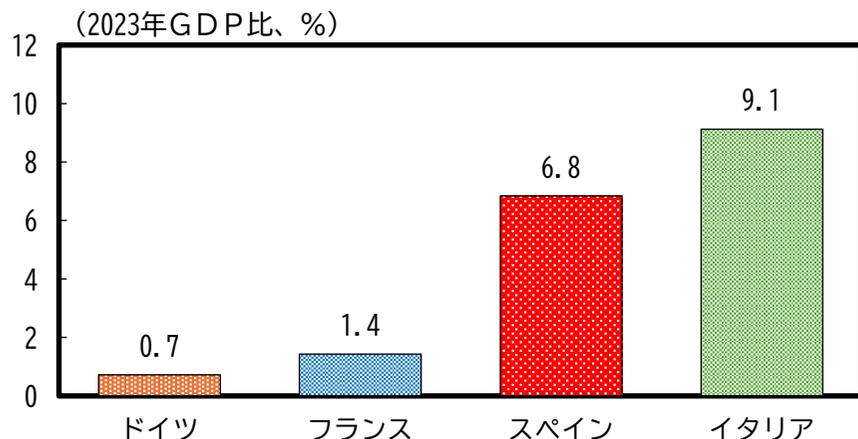


2図 設備投資（欧州）



3図 EUによる復興基金

① 各国への割当額（2021～2026年の総額）



② 基金の概要

コロナ禍からの経済回復支援を目的としたEUの補助金・融資制度。コロナ禍における経済的損失の大きさ等に応じて配分される。各国は投資・改革計画を提出。欧州委員会は各国計画の進捗に応じて最大年2回資金を提供する。

- 資金提供期間：2021～2026年の6年間
- 予算総額：5,770億ユーロ（約104兆円）
- 補助金割当基準：人口、1人当たりGDP、2015～2019年の平均失業率、2020年の実質GDPの落ち込み、2020～2021年の実質GDP累積減少額
- 対象分野：グリーン移行やDX等EUの優先政策分野

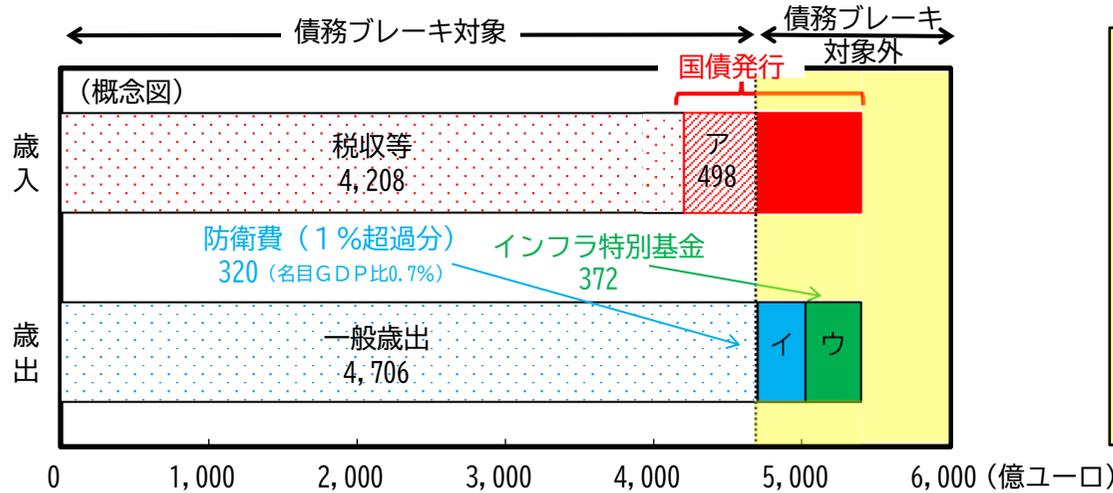
(備考) 1. 1図は、ユーロスタットにより作成。()内は、2025年のユーロ圏内におけるGDPの構成比。2図は、ユーロスタットにより作成。実質。
2. 3図は、欧州委員会により作成。EUによる復興基金とは「復興・強靱化ファシリティ」を指す。②の予算総額は2026年1月時点。

今月の指標（4） 欧州経済・通商動向

- ◆ 一方、ドイツでは、独自にインフラ投資や防衛費の増額を目的として、これまでの財政ルールを変更し、投資の拡大に努めている。その他の部分では財政規律（債務ブレーキ）を遵守した予算編成が行われている（1図）。
- ◆ E Uは、今後も成長が予測されるインド経済の成長力を取り込むべく（2図）、20年近くにわたる交渉を経て本年1月にインドとのF T Aに合意（3表）。

1図 ドイツの投資拡大策と財政ルール

①2025年度連邦政府予算



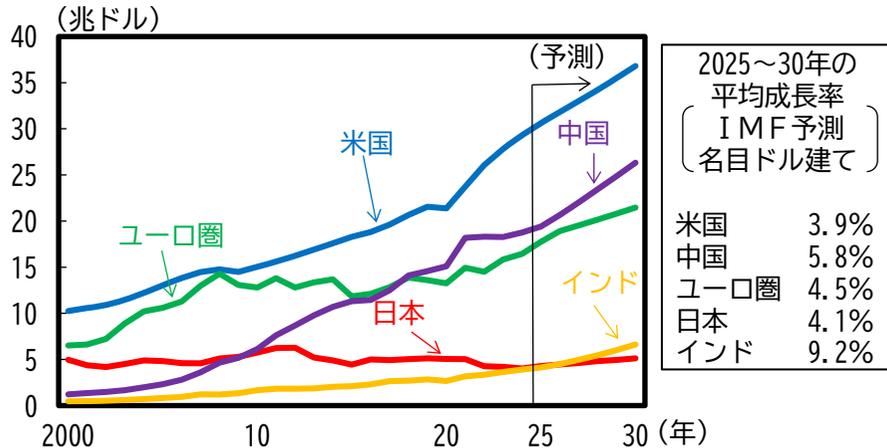
②財政ルールの変更

基本法（ドイツの憲法）において、「債務ブレーキ」を規定。連邦政府及び州政府は **構造的財政収支の対名目GDP比▲0.35%** までしか公債を発行できない。

2025年3月、基本法改正により、下記を **対象外**。

- 防衛費（名目GDP比1%を超える分）
※NATO目標：2035年までに中核的国防支出名目GDP比3.5%（防衛費の対GDP比：2024年 2.1%、2025年 2.4%）
- インフラと気候中立のための特別基金
※12年間（2025年～2036年）で5,000億ユーロ（約90兆円）

2図 各国・地域の名目GDP



3表 EU・インドF T Aの概要 (1月27日合意)

■ EUとインドを合わせた経済規模
人口：約20億人
名目GDP：23.4兆ドル（2024年）（世界全体の約2割）

■ F T Aの主な内容

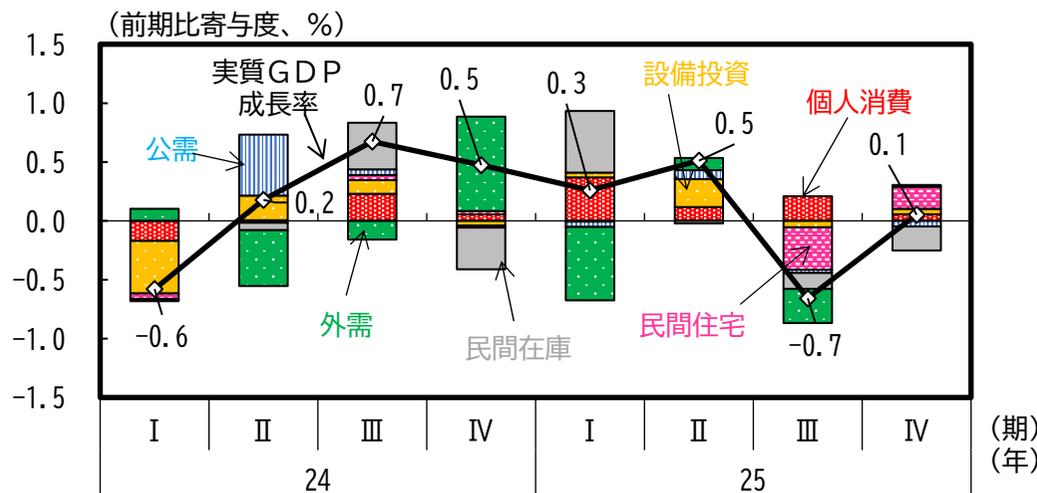
- ・ E U側は、今後5年以内にインドからの輸入額ベースで99.5%の品目の関税を撤廃又は引下げ
- ・ インド側は、2032年までにE Uからの輸入額ベースで96.6%の品目の関税を撤廃又は引下げ

→ E U側は2032年にかけてインドへの輸出が倍増すると見込む

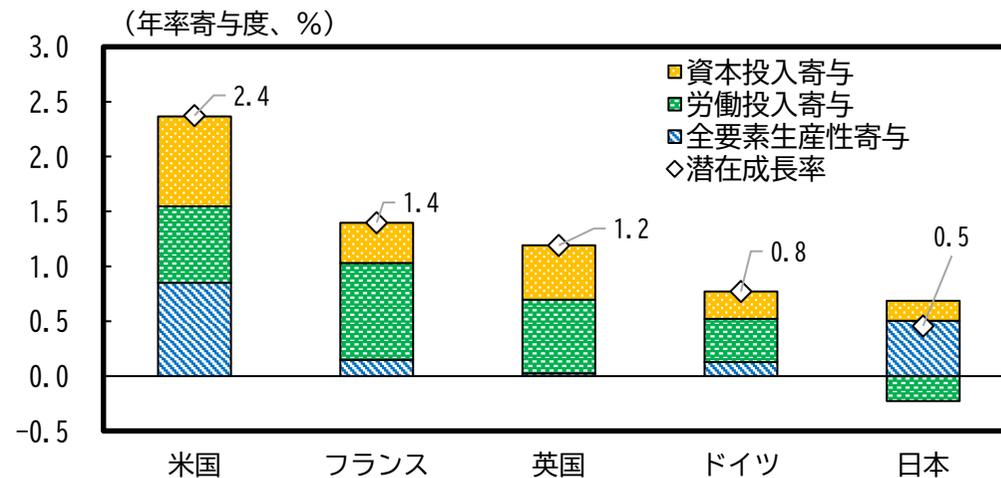
(備考) 1. 1図は、ドイツ連邦財務省、ドイツ連邦議会、報道等により作成。② () 内の防衛費の対GDP比は、ドイツ連邦国防省、ドイツ連邦財務省の公表値。
2. 2図は、IMF "World Economic Outlook" (2025年10月) により作成。
3. 3表は、欧州委員会、インド商工省等により作成。E U側の対応についてはインド側公表資料、インド側の対応についてはE U側公表資料に基づいて記載。

参 考

実質GDP成長率の寄与度分解

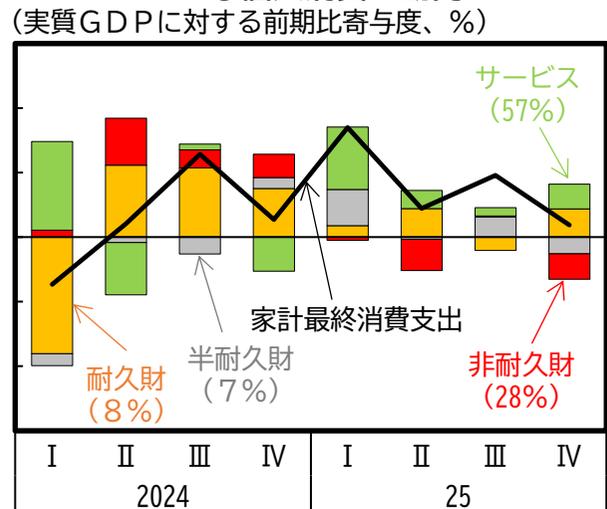


潜在成長率の国際比較

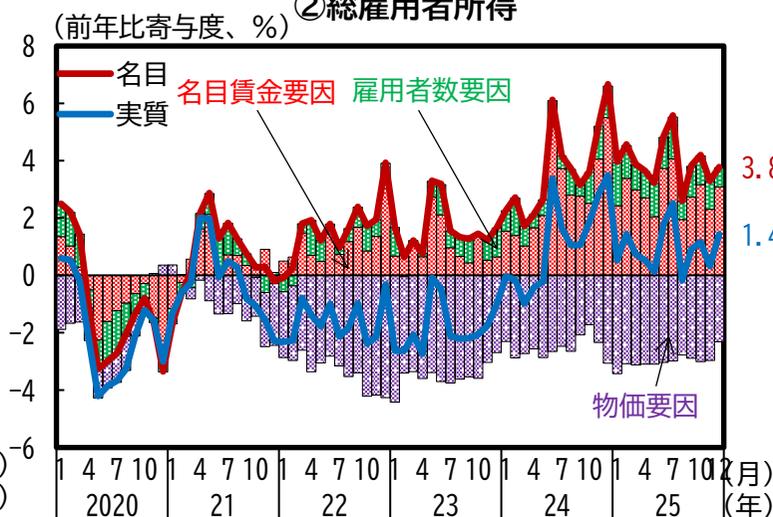


個人消費 ～持ち直しの動きがみられる～

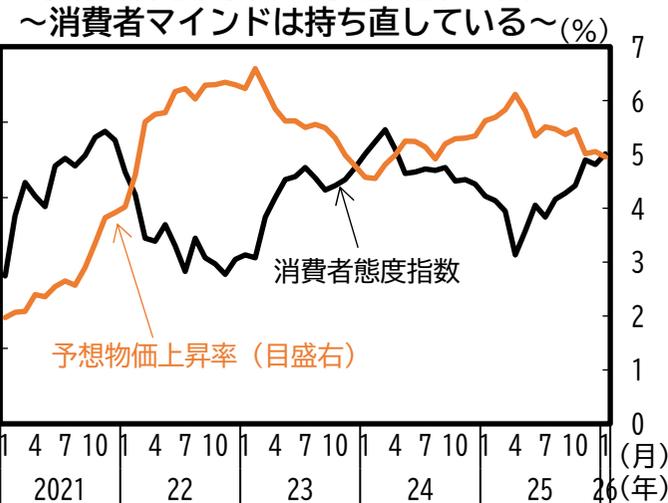
①個人消費の動向



②総雇用者所得



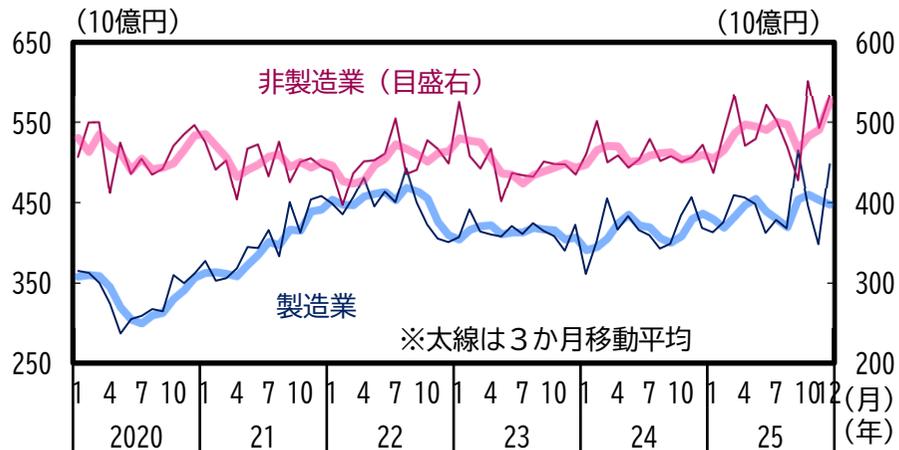
③消費者態度指数と予想物価上昇率



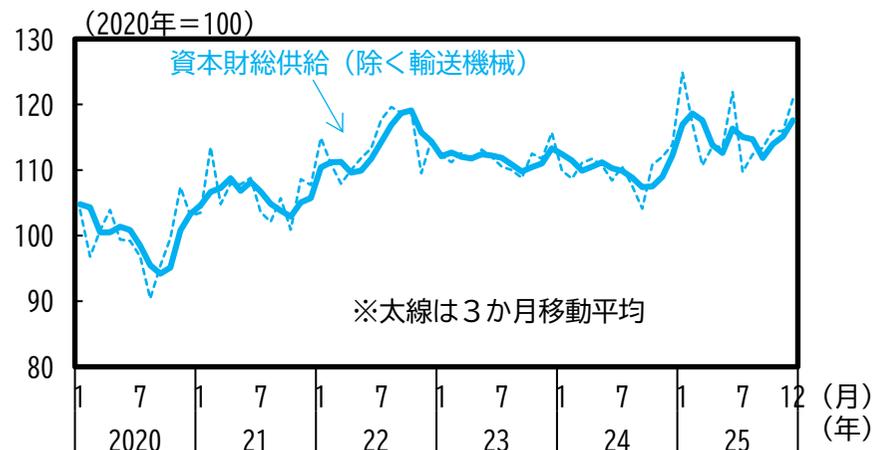
(備考) 内閣府「国民経済計算」、「総雇用者所得」、「消費動向調査」、OECD「Economic Outlook No. 118」により作成。実質GDP成長率は季節調整値。国際比較は、日本は2020年Q1～2025年Q3までの平均値、その他の国は2020暦年～2024暦年の平均値。個人消費の財・サービス内訳は「国内家計最終消費支出（家計最終消費支出にインバウンドを加え、アウトバウンドを控除したもの）」の内訳のため、財・サービスの寄与度の合計と家計最終消費支出の寄与度は一致しない。()内は2025暦年の国内家計最終消費支出に占めるシェア(名目)。「総雇用者所得」は家計最終消費支出デフレーターによる実質化。

設備投資 ~緩やかに持ち直している~

機械受注 ~持ち直しの動きがみられる~

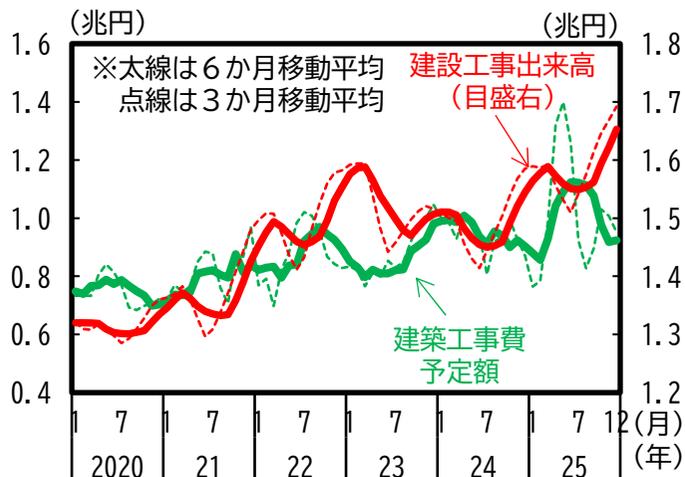


資本財総供給 ~おおむね横ばい~



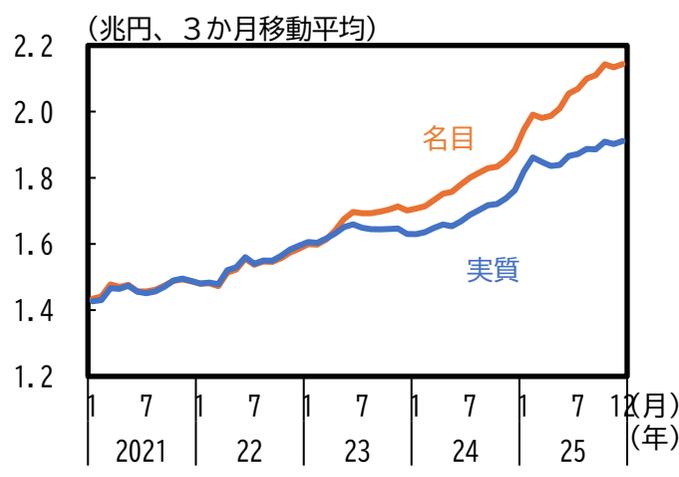
建築工事費予定額

~おおむね横ばい~



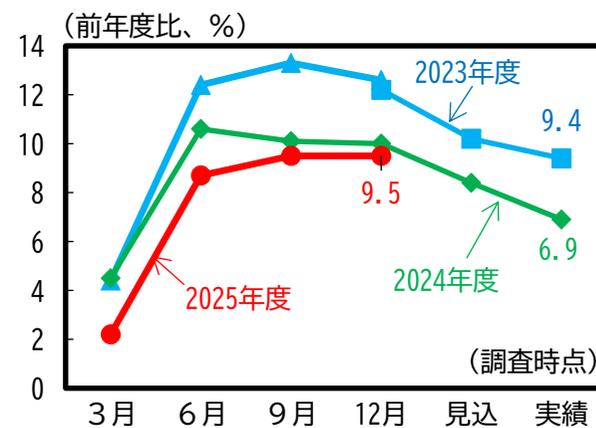
ソフトウェア投資

~増加している~



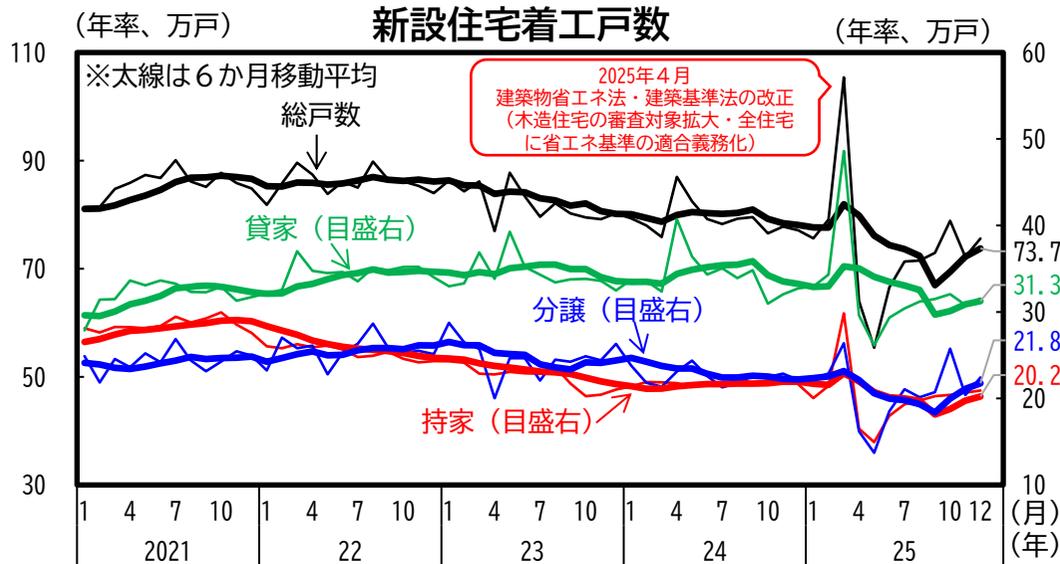
設備投資計画

(日銀短観)



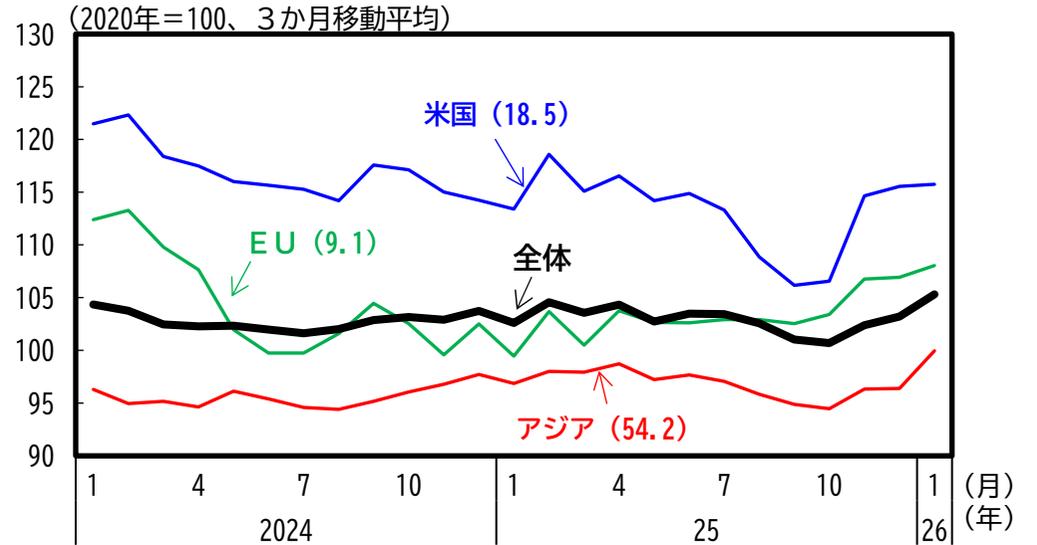
(備考) 1. 左上図は、内閣府「機械受注統計調査報告」により作成。季節調整値。非製造業は船舶・電力を除く。
 2. 右上図は、経済産業省「鉱工業出荷内訳表・総供給表」により作成。季節調整値。
 3. 左下図は、国土交通省「建築着工統計調査」、「建設総合統計」により作成。建築工事費予定額は、民間非居住用。建設工事出来高は、民間の非住宅建設と土木の合計。ともに原数値。
 4. 中下図は、総務省「サービス産業動態統計調査」、日本銀行「企業向けサービス価格指数」により作成。内閣府による季節調整値の後方3か月移動平均。実質値は、名目値を企業向けサービス価格指数(受託開発ソフトウェア(除組込み))で除して計算。2023年12月以前は、「サービス産業動態統計調査」の系列と経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」の系列を前年比伸び率で割り戻して接続させた試算値。
 5. 右下図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。全規模全産業(金融機関、持株会社等を除く)。設備投資額はソフトウェア・研究開発を含む(除く土地投資額)。

住宅建設 ～弱含んでいる～



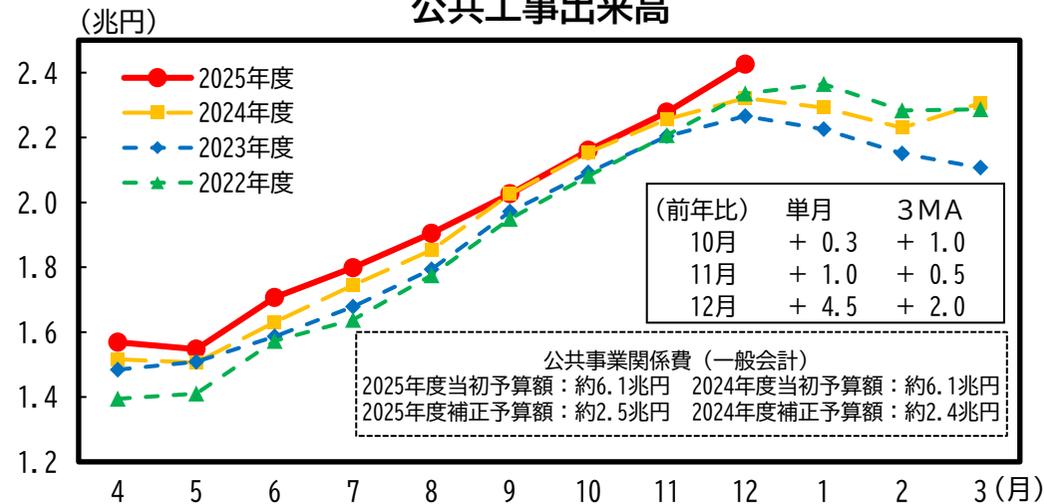
輸出 ～おおむね横ばいとなっている～

①輸出数量指数 (地域別)

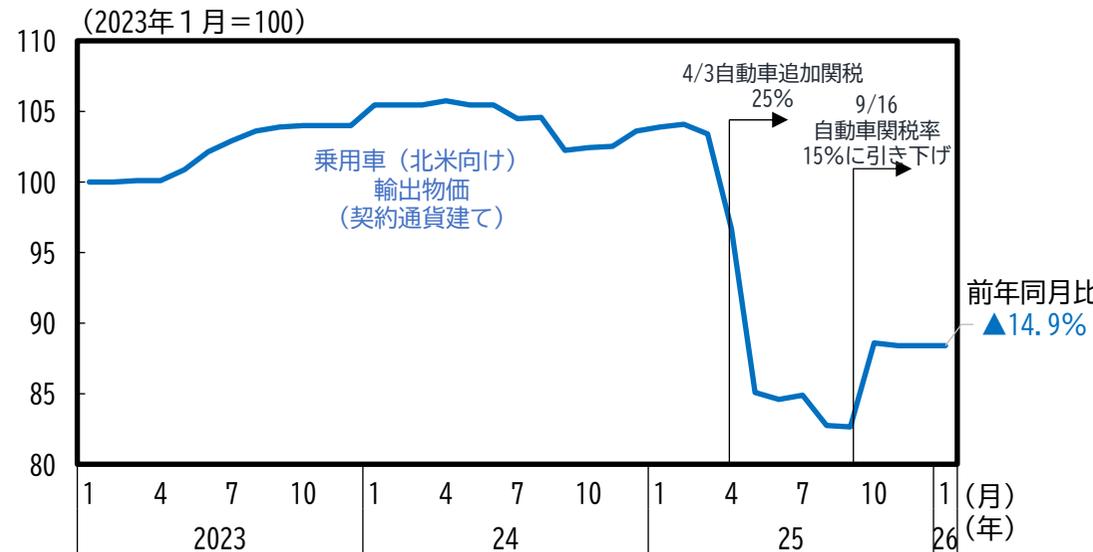


公共投資 ～底堅く推移している～

公共工事出来高

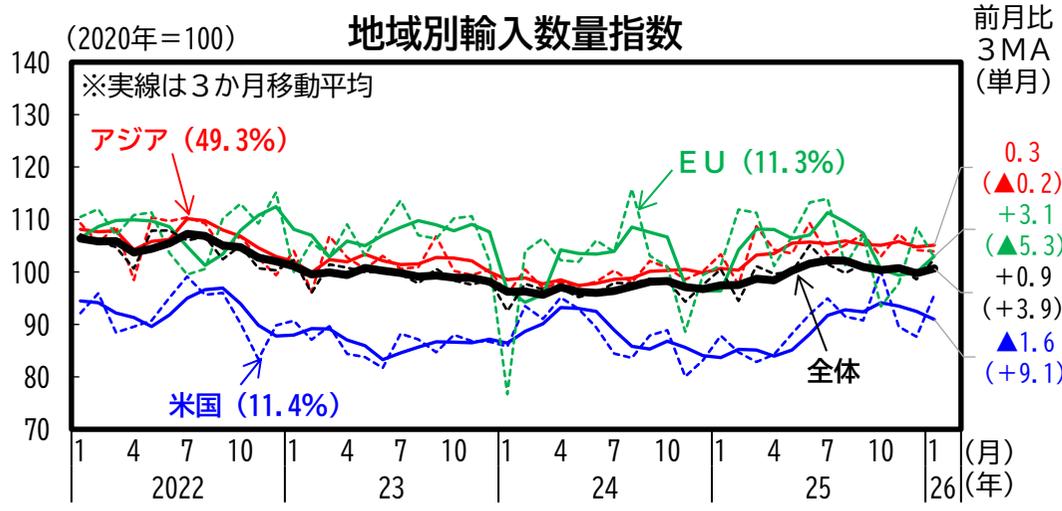


②北米向け乗用車輸出価格

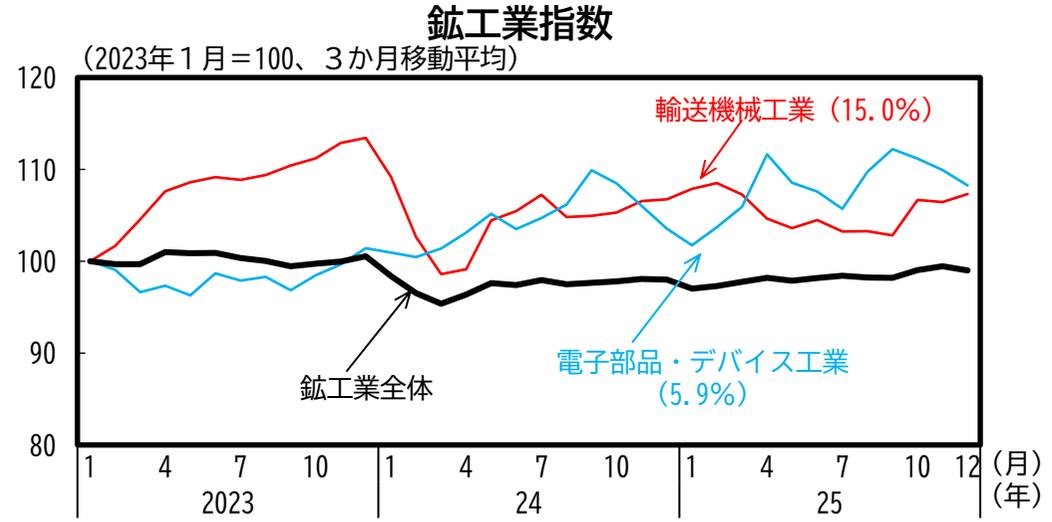


(備考) 1. 左上図は、国土交通省「住宅着工統計」により作成。季節調整値。
2. 左下図は、国土交通省「建設総合統計」により作成。点線枠内は、財務省予算関係資料、国土交通省「公共事業の執行状況について」により作成。
3. 右上図は、財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。図中の () 内は、2025年の輸出金額シェア。
4. 右下図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。

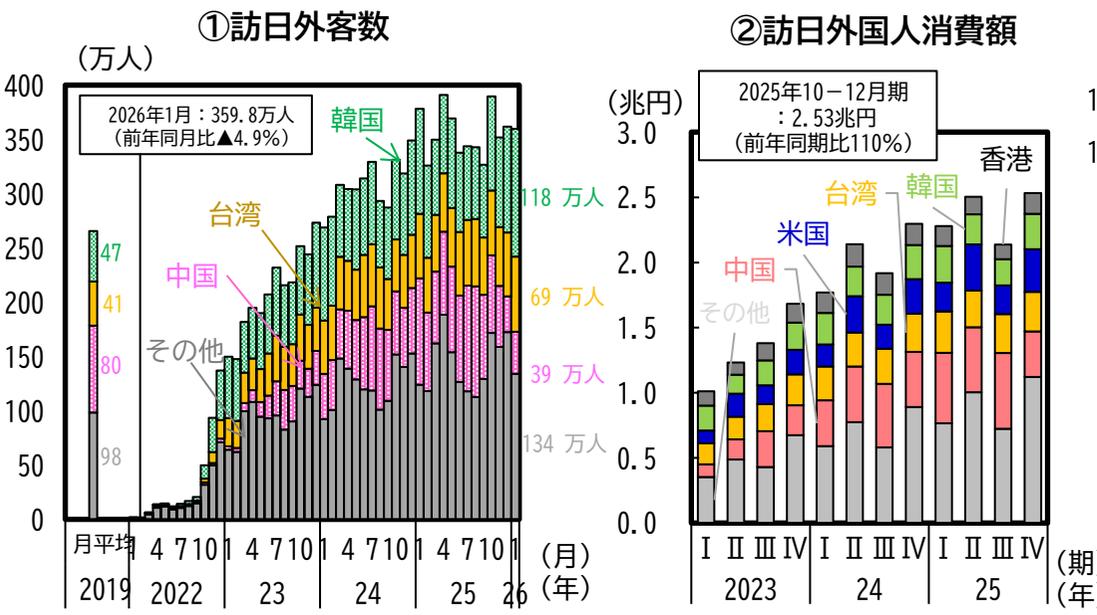
輸入 ~おおむね横ばいとなっている~



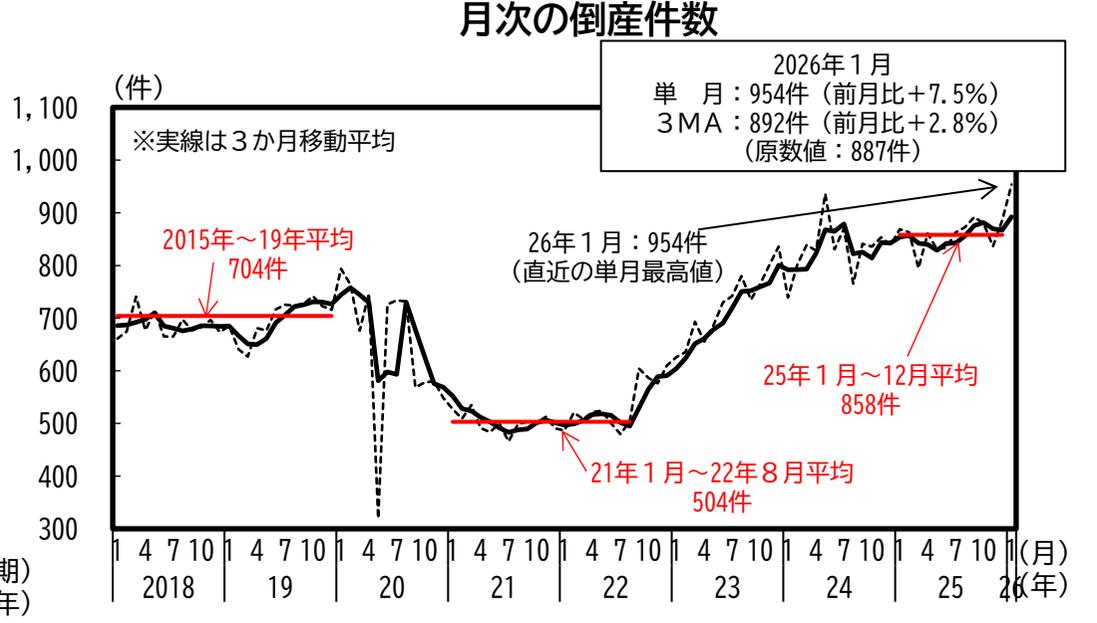
生産 ~横ばいとなっている~



インバウンド



倒産 ~増加がみられる~

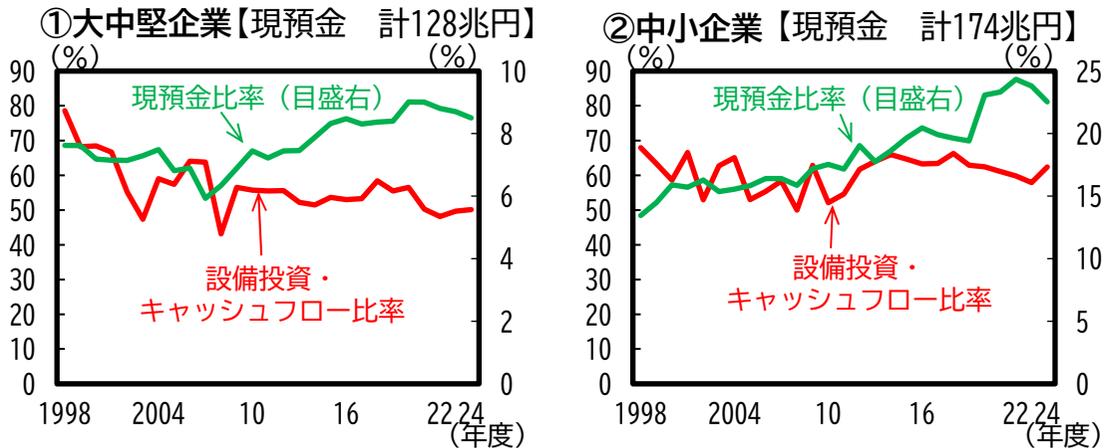


(備考) 1. 左上図は、財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。図中の () 内は2025年の輸入金額シェアをそれぞれ表している。
 2. 左下図は、日本政府観光局 (JNTO) 「訪日外客数」、観光庁「インバウンド消費動向調査」、「訪日外国人消費動向調査」により作成。
 3. 右上図は、経済産業省「鉱工業指数」により作成。() 内は鉱工業生産指数の中のウェイト。
 4. 右下図は、東京商工リサーチ「倒産月報」により作成。内閣府による季節調整値。前月比は小数点第二位以下を切り捨て。

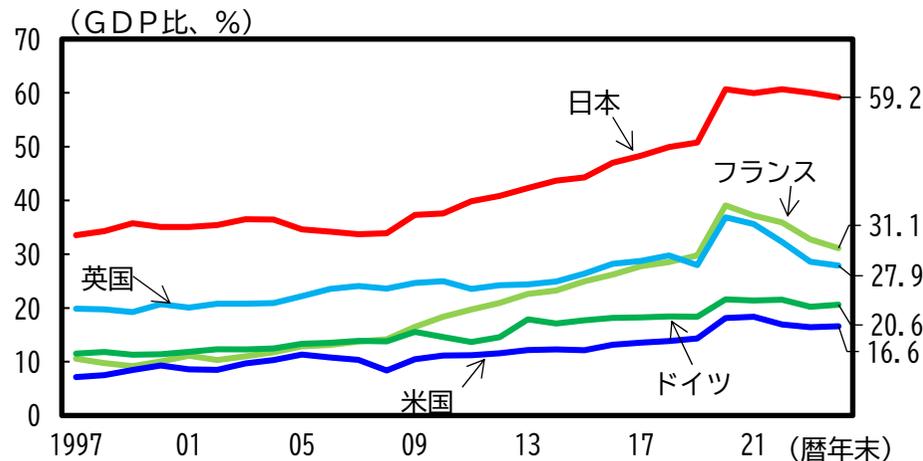
参考 企業部門の動向

- ◆ 2010年代以降、中小企業を中心に現預金比率が増加する中、資金が設備投資に回る比率は横ばい傾向で推移してきた（1図）。
- ◆ これまで、日本企業は現預金の保有割合が世界的にみても高く（2図）、特に2000年代には、規模や業種を問わず有利子負債の割合も低下（3図）。中小企業で設備投資が手控えられた背景としては、成長期待の低下や将来への現預金の備え、投資リスク、財務改善等の割合が高いものの、その割合は2010年代以降は低下。成長投資を更に後押しすることが重要（4図）。

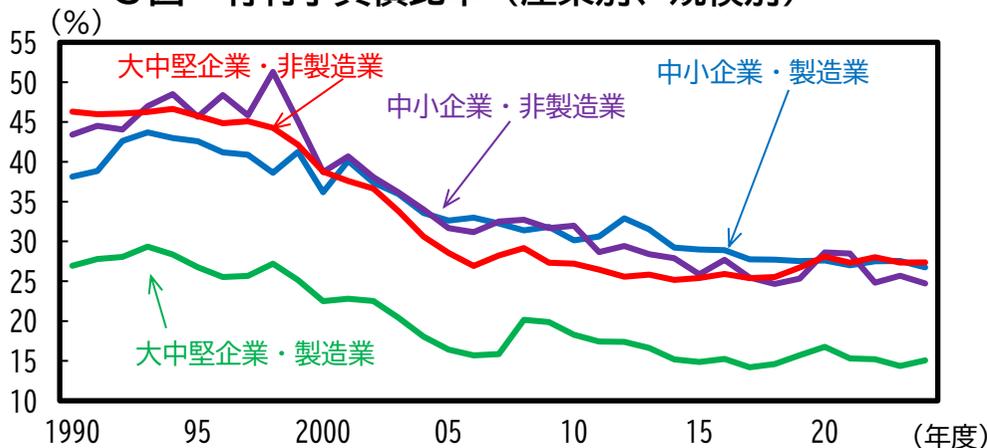
1図 設備投資の推移（規模別、法人企業統計）



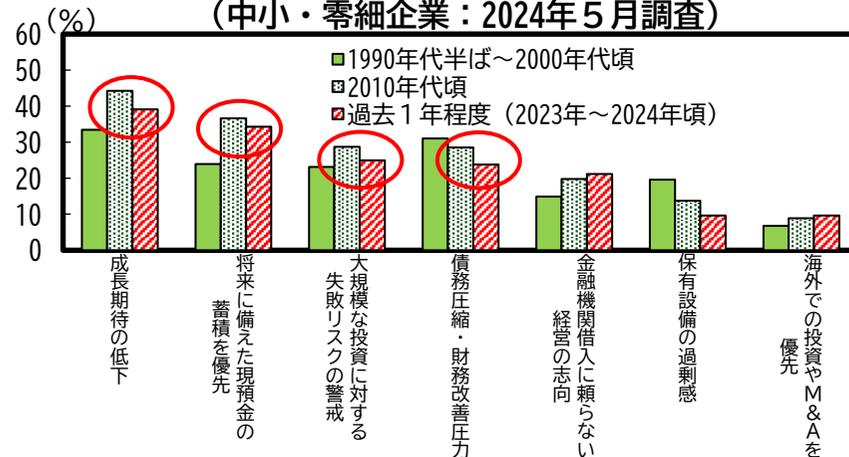
2図 非金融法人企業の現預金資産残高



3図 有利子負債比率（産業別、規模別）



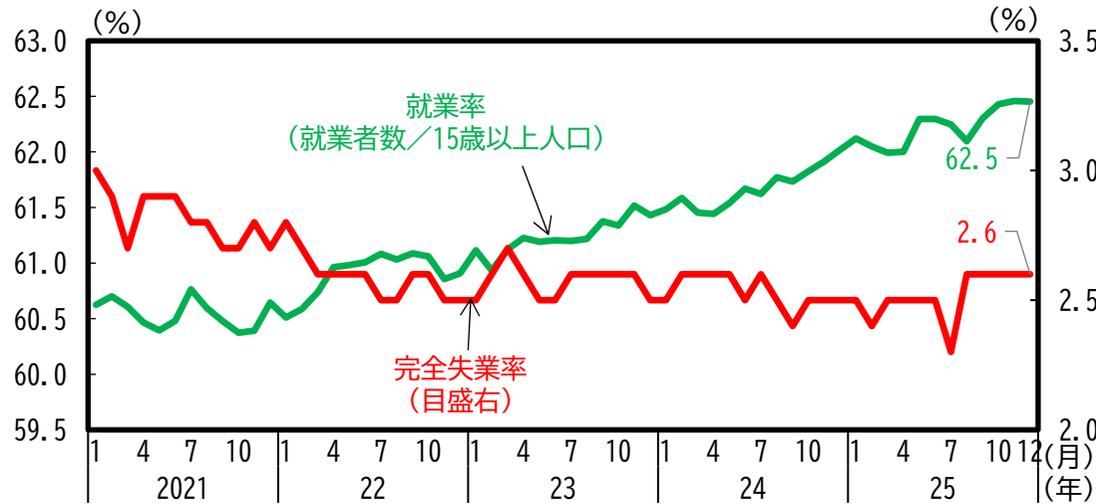
4図 設備投資を手控えていた理由



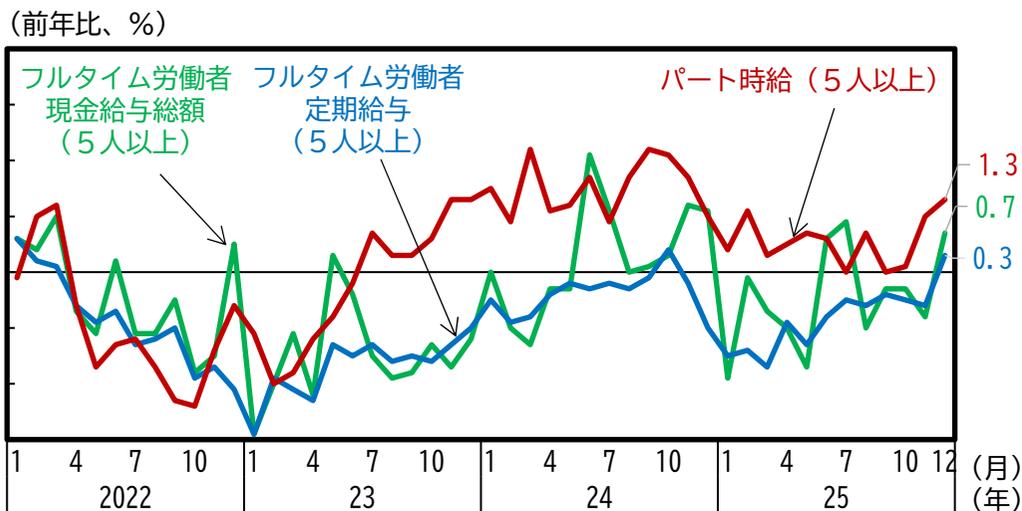
(備考) 1. 1図、3図は、財務省「年次別法人企業統計調査」により作成。金融業、保険業を除く全産業。大中堅企業：資本金1億円以上、中小企業：資本金1億円未満として集計。有利子負債比率 = (金融機関借入金(流動負債+固定負債)+社債(固定負債)) / 資産合計にて計算。1図①、②の横に記載した現預金の数値(大中堅企業：128兆円、中小企業：174兆円)は、2024年度末時点の残高。
2. 2図は、OECD Data Explorerにより作成。民間・公的を含む非金融法人企業の現金・預金残高のGDP比(暦年末)。
3. 4図は、日本銀行「地域経済報告—さくらレポート—」(2024年5月20日公表)の「1990年代半ば以降の企業行動等に関するアンケート調査」より作成。中小企業は資本金2,000万円以上1億円未満、零細企業は資本金2,000万円未満にて定義。

雇用情勢 ~改善の動きがみられる~

① 就業率・完全失業率

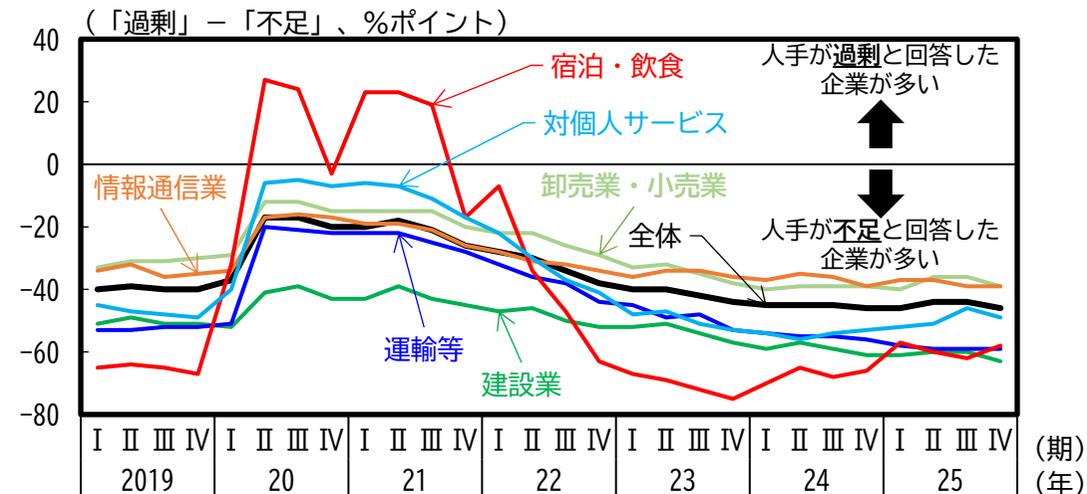


② 就業形態別の実質賃金

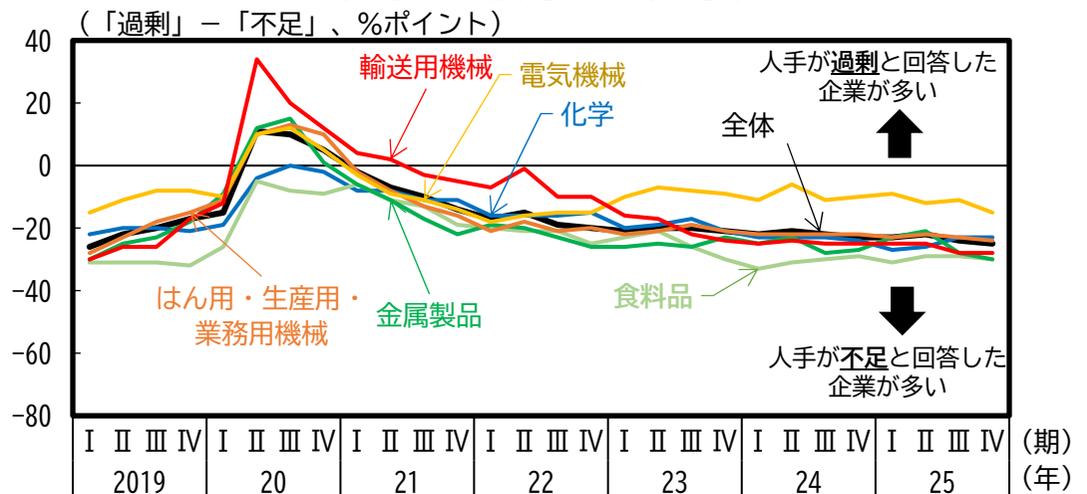


企業の人手不足感の状況

① 非製造業の産業別雇用人員判断D I (人手が「過剰」-「不足」)

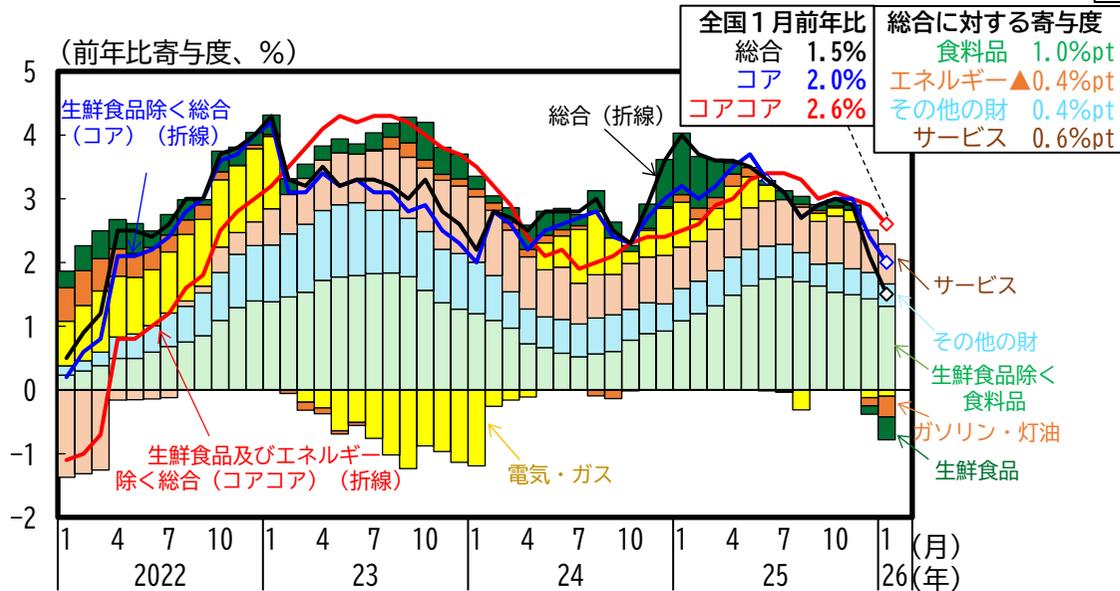


② 製造業の産業別雇用人員判断D I (人手が「過剰」-「不足」)

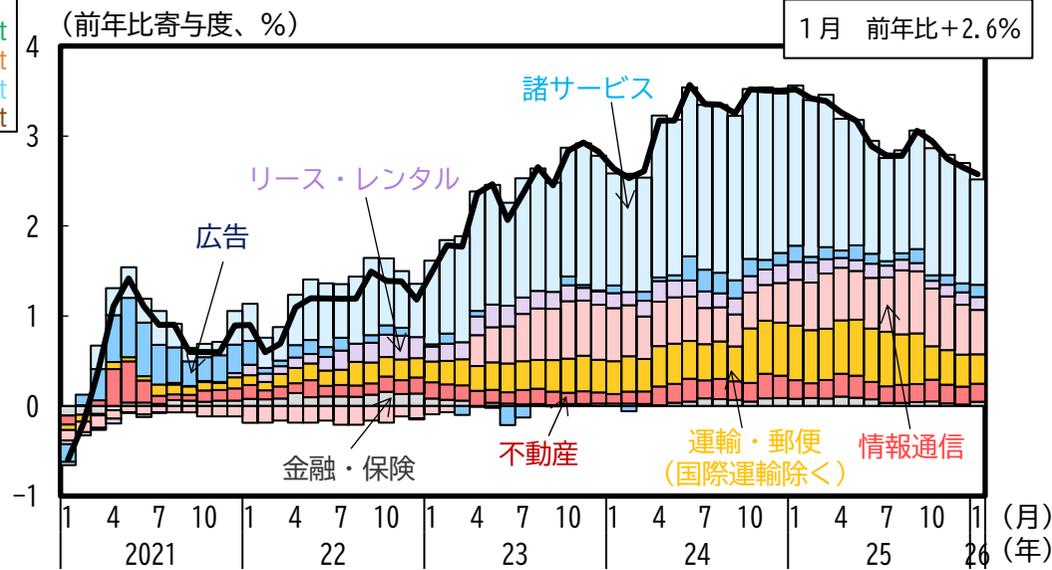


(備考) 1. 左上図は、総務省「労働力調査」により作成。季節調整値。就業率の季節調整値は、就業者数と15歳以上人口等を用いて内閣府で計算。左下図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」及び総務省「消費者物価指数」により内閣府が計算。実質化に際しては、消費者物価(総合)を用いている。
2. 右図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

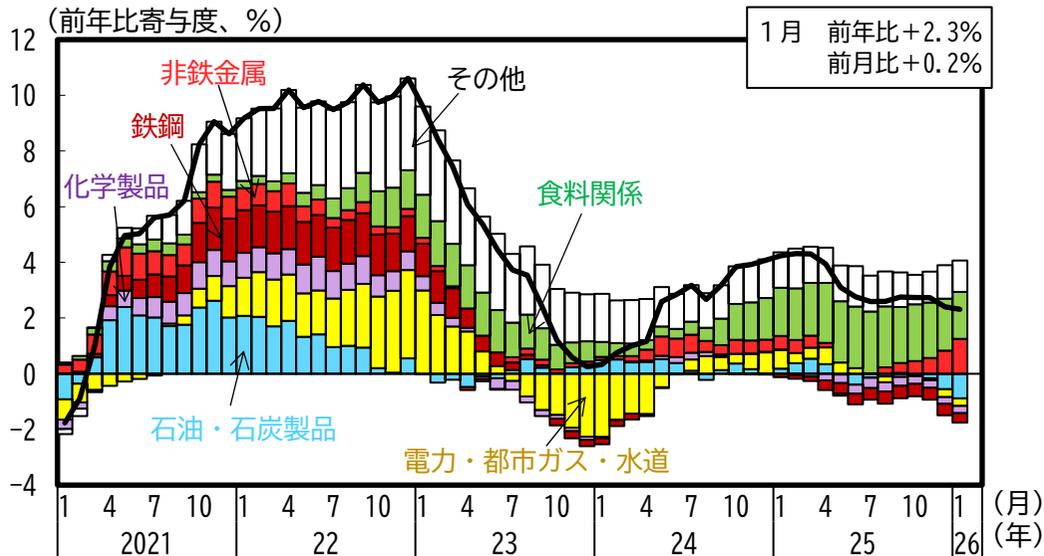
消費者物価指数 ~このところ上昇テンポが緩やかになっている~



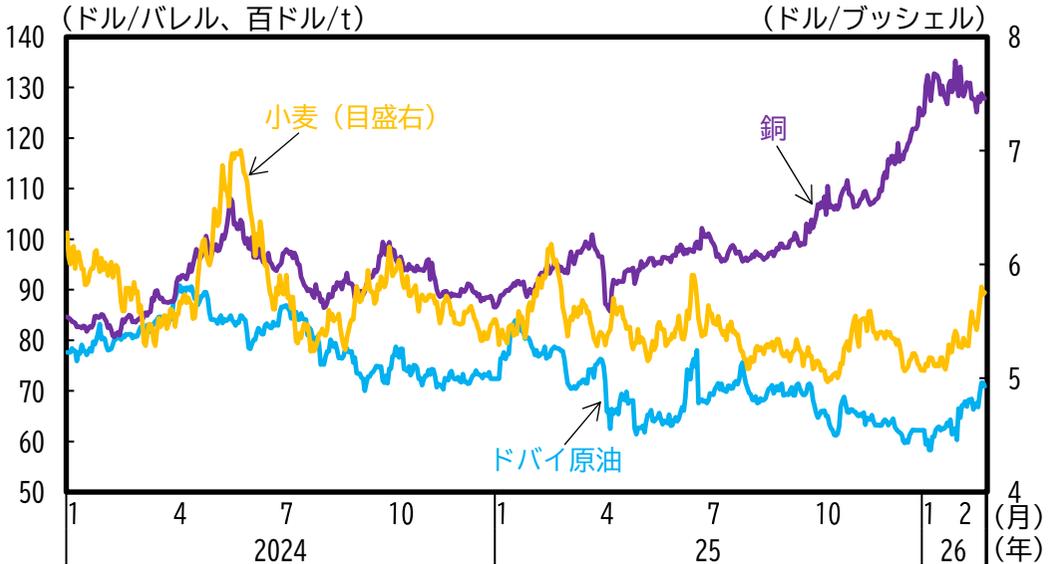
企業向けサービス価格 ~緩やかに上昇している~



国内企業物価 ~緩やかに上昇している~



国際商品市況



(備考) 1. 左上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。
 2. 左下図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。前月比は、夏季電力料金調整後。
 3. 右上図は、日本銀行「企業向けサービス価格指数」により作成。国際運輸を除くベース。
 4. 右下図は、Bloomberg、日経NEEDSにより作成。

参考 日本経済（デフレ脱却の定義と判断①）

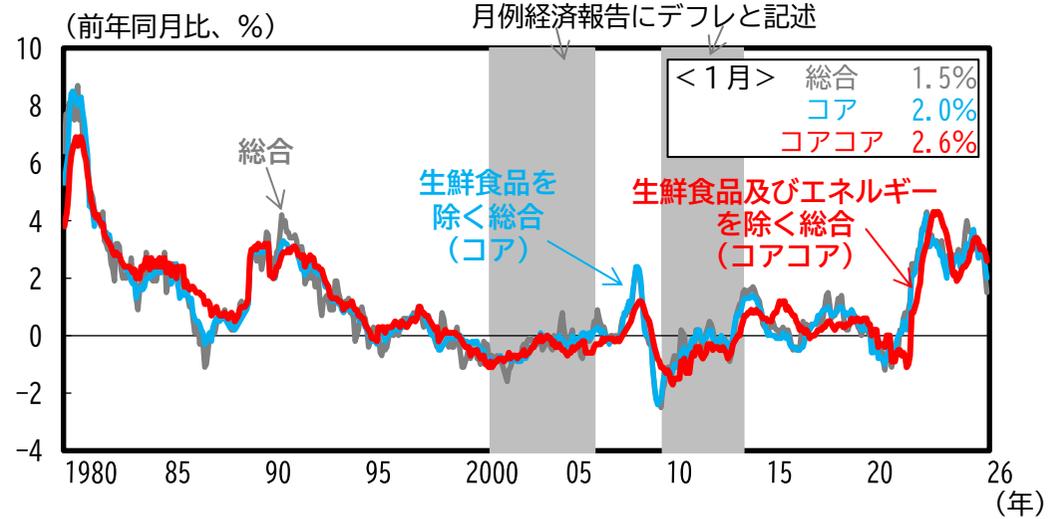
◆ デフレ脱却とは、「物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」。現在は、物価が持続的に下落するデフレの状態にない。一方、デフレに後戻りしないという状況を把握するためには、消費者物価やGDPデフレーター等の物価の基調に加え、その背景として、GDPギャップ、単位労働費用、賃金上昇、企業の価格転嫁の動向、物価上昇の広がり、予想物価上昇率など、幅広い指標を総合的に確認する必要。

デフレ脱却の定義と判断について

平成18年3月15日
参議院予算委員会への提出資料

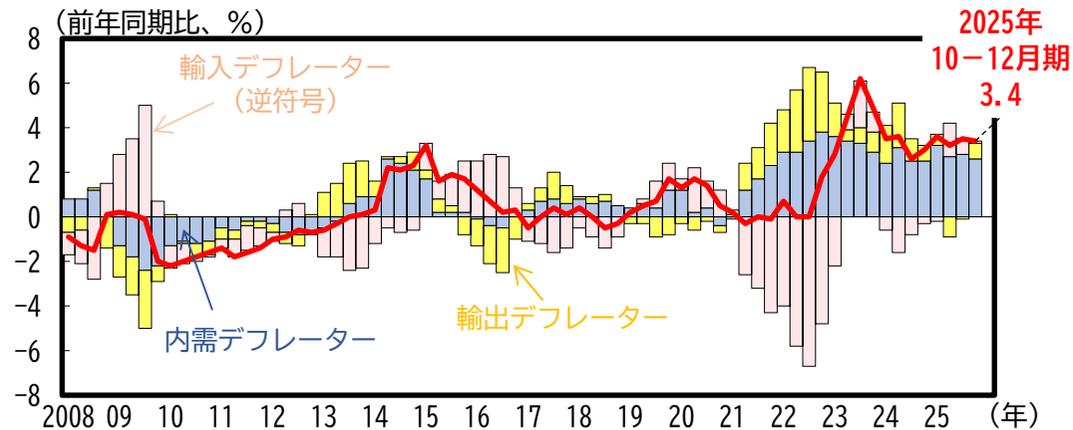
- 「デフレ脱却」とは、「物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」
- その実際の判断に当たっては、足元の物価の状況に加えて、再び後戻りしないという状況を把握するためにも、消費者物価やGDPデフレーター等の物価の基調や背景(注)を総合的に考慮し慎重に判断する必要がある。
(注)例えば、需給ギャップやユニット・レーバ・コスト(単位当たりの労働費用)といったマクロ的な物価変動要因
- したがって、ある指標が一定の基準を満たせばデフレを脱却したといった一義的な基準をお示しすることは難しく、慎重な検討を必要とする。
- デフレ脱却を政府部内で判断する場合には、経済財政政策や経済分析を担当する内閣府が関係省庁とも認識を共有した上で、政府として判断することとなる。

消費者物価上昇率（消費税率引上げの影響を除く）



GDPデフレーター上昇率

(内需デフレーター、輸出デフレーター、輸入デフレーターの寄与度)

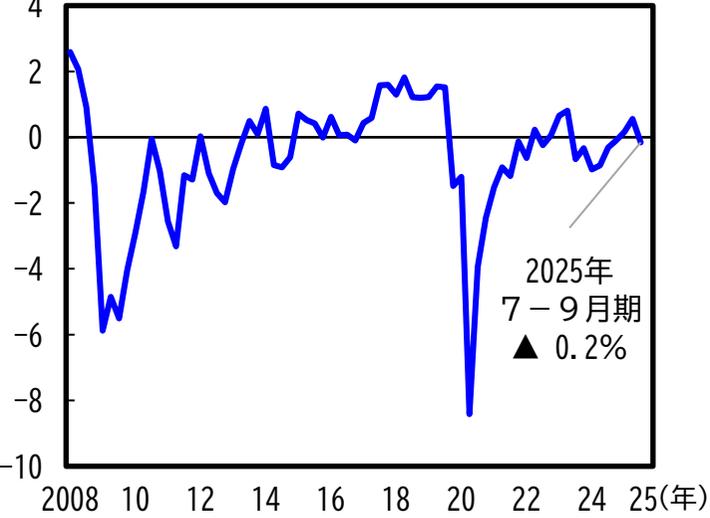


(備考) 1. 右上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。
2. 右下図は、内閣府「国民経済計算」により作成。

参考 日本経済（デフレ脱却の定義と判断②）

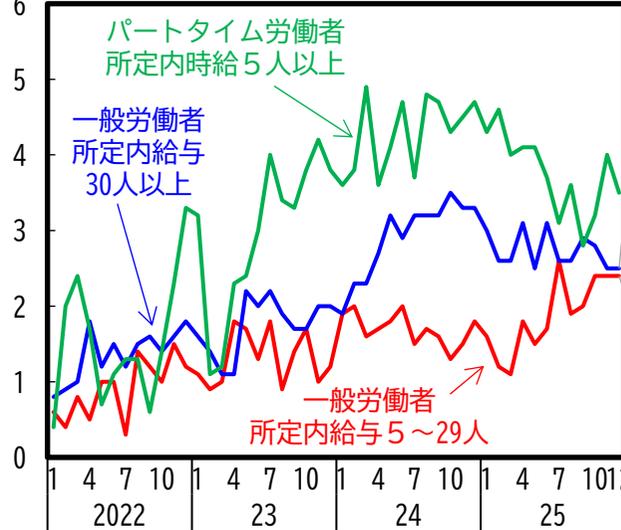
GDPギャップ

(対潜在GDP比、%)



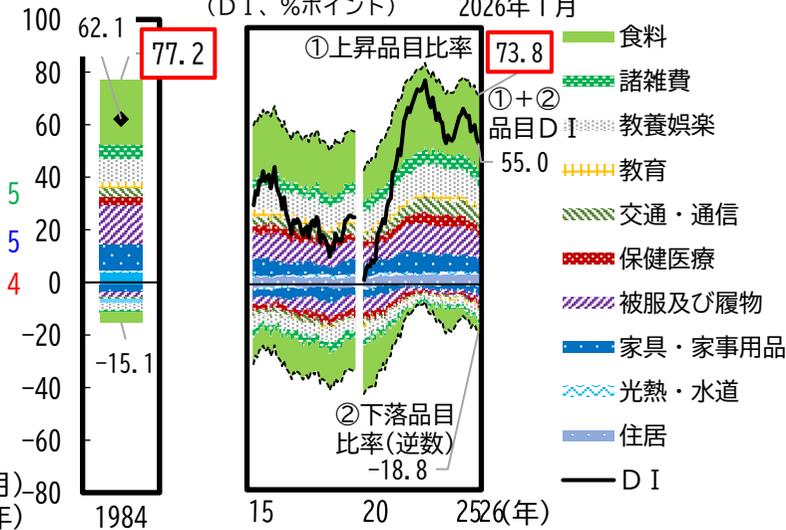
賃金上昇率（名目）

(前年比、%)



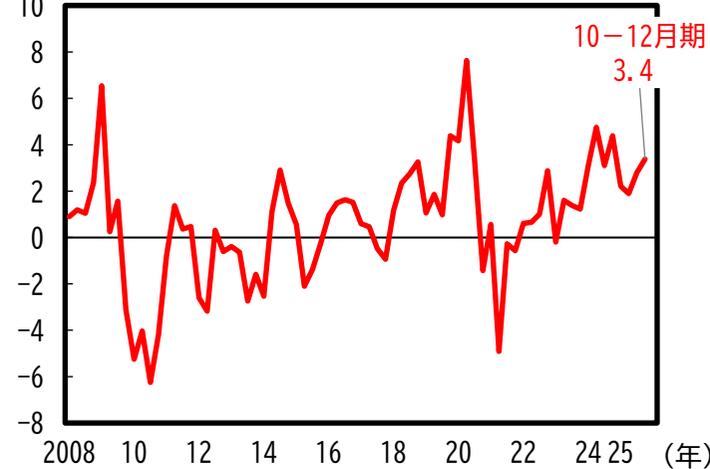
物価上昇の広がり (生鮮食品除く522品目)

(D I、%ポイント) 2026年1月



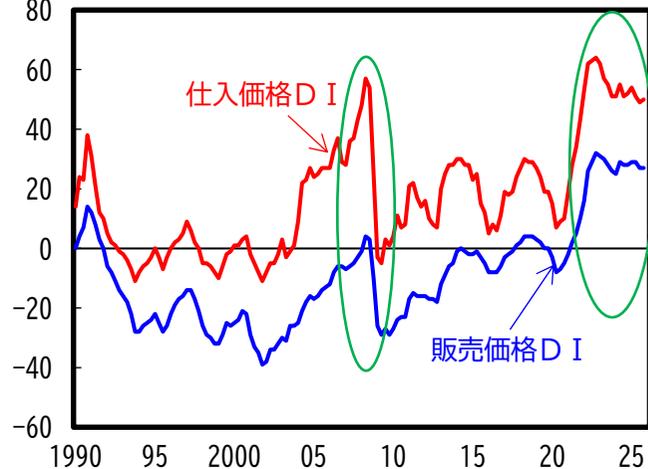
単位労働費用（ユニット・レーバ・コスト）

(前年同期比、%)



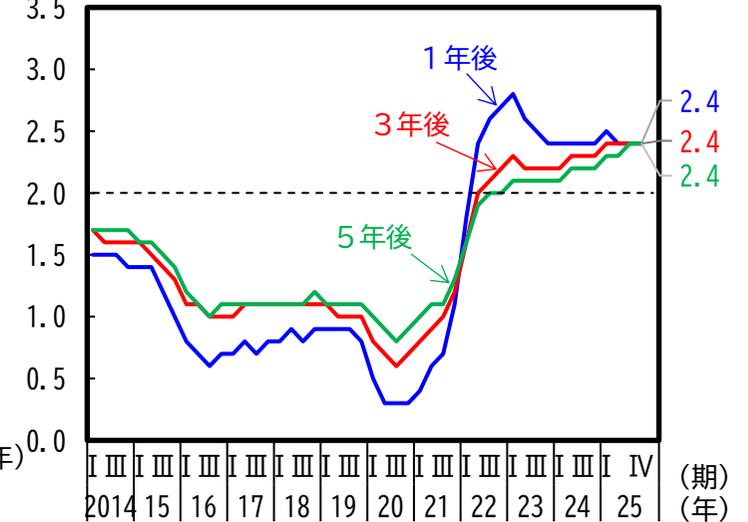
価格転嫁

(「上昇」-「下落」、%ポイント)



予想物価上昇率（企業の物価見通し）

(前年比、%)



(備考) 1. 左上図は、内閣府推計値。2025年7-9月期2次速報時点。

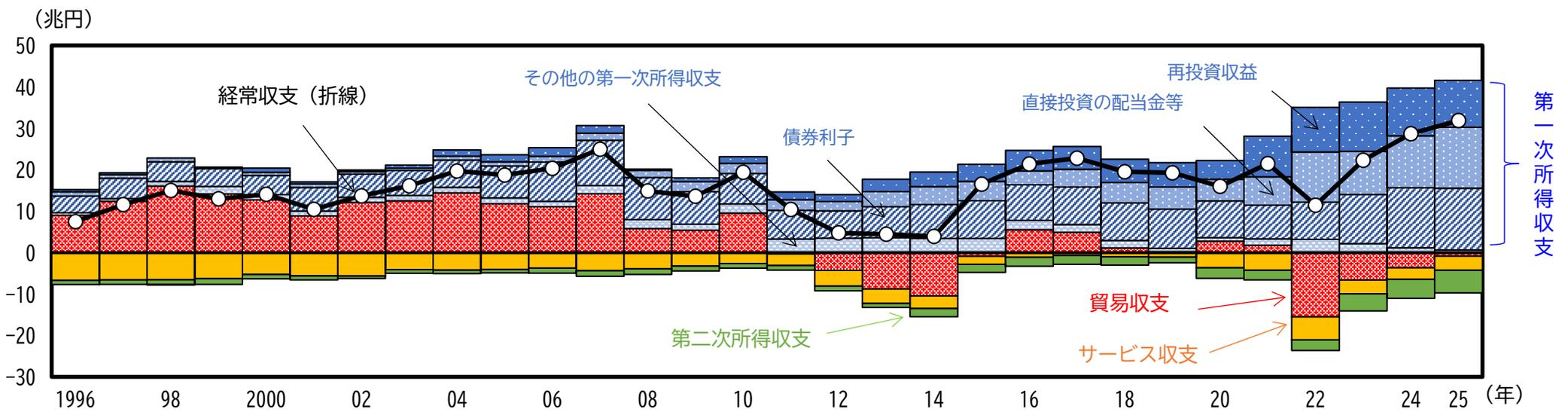
2. 左下図は、内閣府「国民経済計算」により作成。単位労働費用は、名目雇用者報酬/実質GDP。

3. 中上図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。

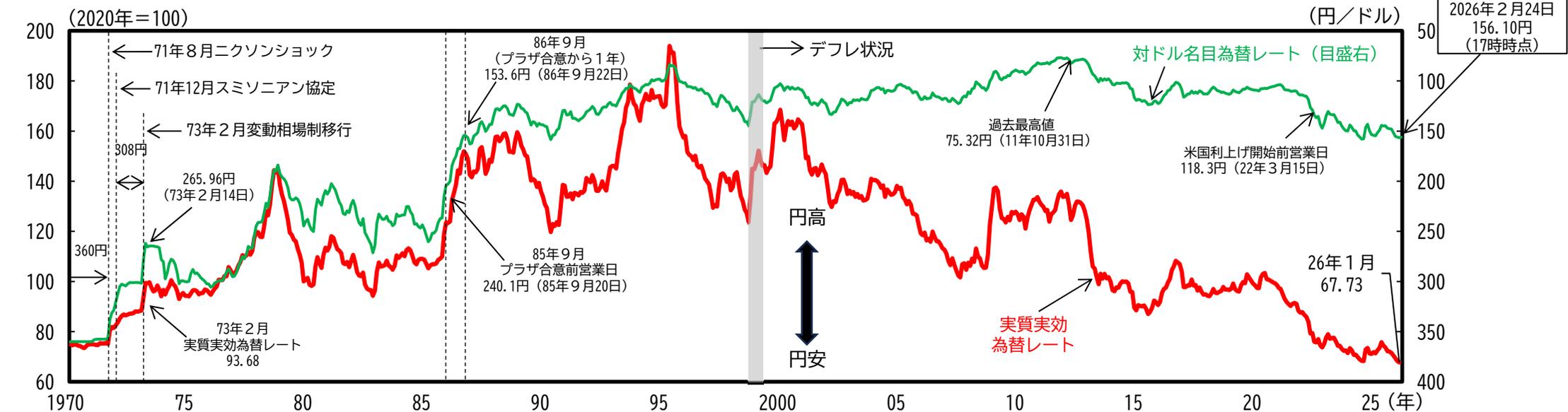
4. 中下図及び右下図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成（いずれも全規模全産業）。右下図は、各年後時点における物価全般（消費者物価指数をイメージ）の前年比の見通し。

5. 右上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。消費税率引き上げの影響があった2015年1月~3月及び2019年10月~2020年9月のデータは除いている。

経常収支の長期推移



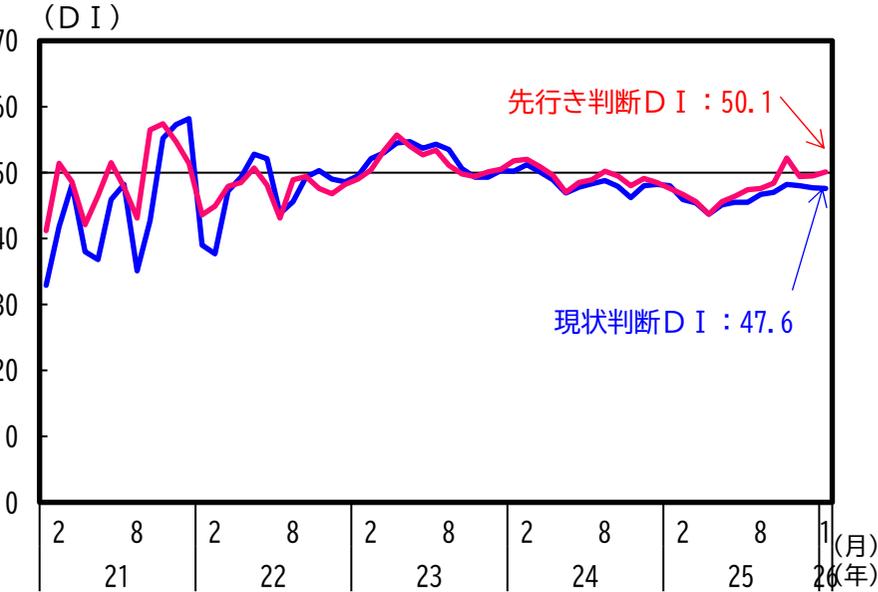
為替レートの長期推移



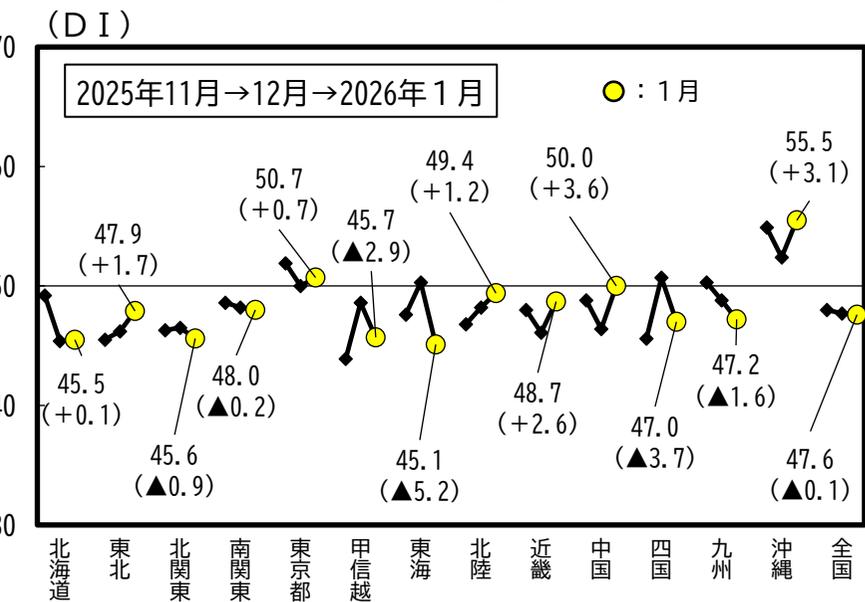
(備考) 1. 上図は、財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。
 2. 下図は、日本銀行、Bloombergにより作成。対ドル名目為替レートは中心相場の月中平均。実質実効為替レートは日本銀行公表値より作成。

3図 地域別景気判断理由の概要（現状判断、1月）

1図 現状判断D I・先行き判断D Iの推移（全国）



2図 地域別現状判断D Iの推移



(備考) 1図、2図は季節調整値。

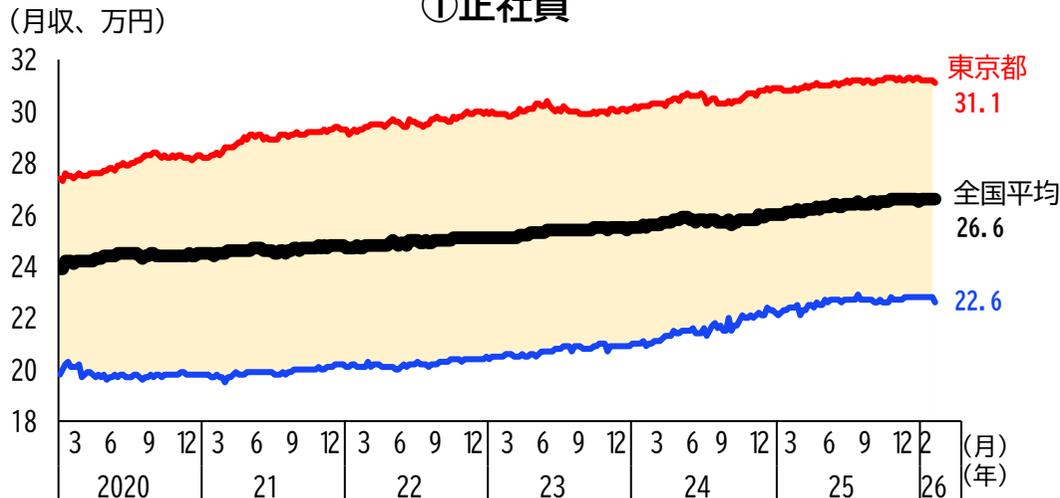
地域名	プラス要因のコメント	マイナス要因のコメント
北海道	韓国や台湾を中心に、インバウンドのグループ客の利用が堅調であった。国内個人客の集客も落ち込んでおらず、計画を上回る売上となった。(観光型ホテル)	建築単価の高止まりが続くなか、住宅ローン金利が上昇傾向に転じていることで、消費者の購買マインドは低下している。(住宅販売会社)
東北	来客数は前年を超え、値上げにより客単価も上がっているため、売上が伸びている。(スーパー)	登録者数、求人数共に前年比プラスで成長域にあるものの、求職者、企業共に求める希望が高く、決定に至らない状況が続く。(人材派遣会社)
北関東	団体の新年会や少人数の飲み会が、平日、週末共に動きがある。今のところ予約の入り方も好調である。(一般レストラン [居酒屋])	年末は天候が安定していたため、来園者数も堅調に推移していたが、年始や3連休は寒波や降雪の影響を受けて客足が鈍く、来園者数が前年を下回っている。(テーマパーク)
南関東	気温低下が続き、ファッションが堅調に推移している。金価格の高騰から買取りが大きく進捗している。高額品の動きも良く、全体を押し上げている。(百貨店)	単価は上昇しているが、数量ベースでは減少している。富裕層の価格許容度は上がっているが、そうではない層の嗜好品需要は減少している。(高級レストラン)
甲信越	年始や週末はファミリーや若年層が多く、前年より来客数が増えている。平日の夜も若者を中心に増えている。(その他レジャー施設 [ボウリング場])	行楽シーズンだった3ヶ月前と比べて、今月は来客数の落ち込みが激しかった。週末の大雪で団体、個人客共にキャンセルが発生している。(都市型ホテル)
東海	年初から出荷量が非常に多く、年始の休業があったにもかかわらず、今月は過去最高の売上となった。ハイブリッド車向け電池製造用の耐火物の受注が順調である。(窯業・土石製品製造業)	受注量は比較的安定している。問題は支出で、車両関係の費用は増加している。人件費も上げていかなければならないため悩ましい。(輸送業)
北陸	車載関連製品は、受注量に増加傾向が出てきている。民生用機器、産業用機器は、新規の引き合いが増加傾向にあり、開発案件が増えている。(電気機械器具製造業)	中小企業における強い人手不足感の傾向は変わらない。高齢者や短時間勤務希望の求職者が多く、企業が求める人材が集まらない状況も変わらない。(民間職業紹介機関)
近畿	12月中旬以降、免税売上が落ち込んだが1月中旬からラグジュアリーの値上げ前の駆け込み需要がみられた。前年比で、国内富裕層売上は2けた増である。(百貨店)	夜間のタクシー利用率も、料金の高騰による影響で低下している。(タクシー運転手)
中国	新年を迎え、市場の動きが活発化しつつある。来客数と売上に好影響をもたらしている。(乗用車販売店)	大雪の影響に加え、寒波が長引いたため、来客数が減少した日が多い。(スーパー)
四国	正月から成人の日がある3連休において販売数量が増加しており、その後の来客数も減少していない。(通信会社)	寒い日が続いたこともあり、あまり客が動いていないとみられる。(美容室)
九州	半導体製造装置の金属加工品の受注が、若干増加している。(一般機械器具製造業)	物価高のため婦人服の価格も値上がりしており、欲しい枚数を減らして購入する客が増えている。(衣料品専門店)
沖縄	季節要因による差があるものの、今月は正月やギフト需要の取り込みと客単価の上昇により、前年を上回るペースで好調に推移している。(スーパー)	来客数の減少が続いている。また、地域によっては、中国からのインバウンド減少の影響が出ている。(コンビニ)

1 図 令和7年度都道府県別最低賃金の改定及びパート・アルバイトの平均募集賃金の状況

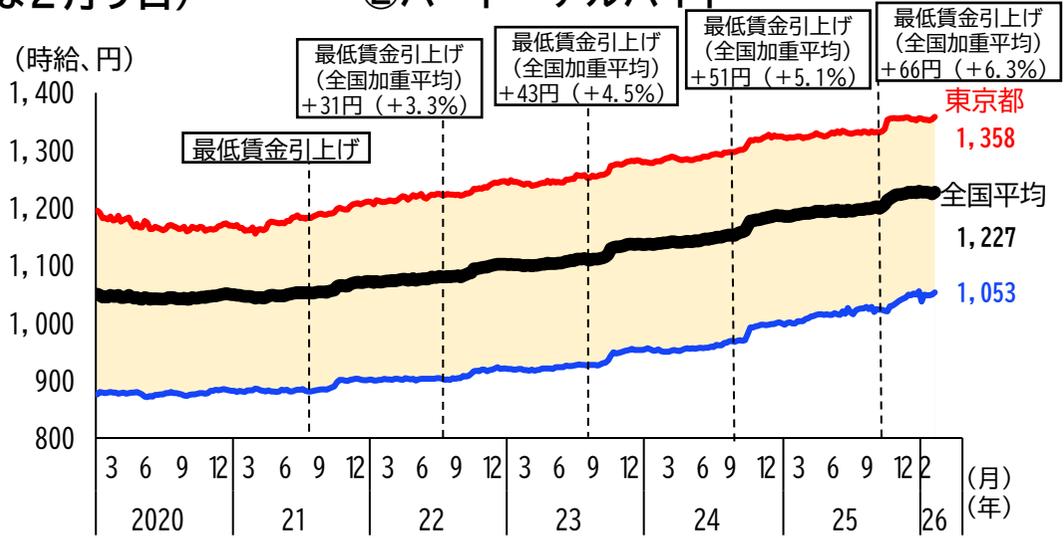
	最低賃金			パート・アルバイト 募集賃金			最低賃金			パート・アルバイト 募集賃金			最低賃金			パート・アルバイト 募集賃金	
	引上げ後 金額	引上げ額 (率)	発効日	金額 (2/9)	上昇率※		引上げ後 金額	引上げ額 (率)	発効日	金額 (2/9)	上昇率※		引上げ後 金額	引上げ額 (率)	発効日	金額 (2/9)	上昇率※
全国	1,121円	66円 (6.26%)	-	1,227円	2.51%	富山県	1,062円	64円 (6.41%)	10月12日	1,157円	1.31%	島根県	1,033円	71円 (7.38%)	11月17日	1,124円	2.55%
北海道	1,075円	65円 (6.44%)	10月4日	1,186円	3.40%	石川県	1,054円	70円 (7.11%)	10月8日	1,139円	2.71%	岡山県	1,047円	65円 (6.62%)	12月1日	1,140円	3.17%
青森県	1,029円	76円 (7.97%)	11月21日	1,053円	2.43%	福井県	1,053円	69円 (7.01%)	10月8日	1,138円	0.62%	広島県	1,085円	65円 (6.37%)	11月1日	1,149円	2.22%
岩手県	1,031円	79円 (8.30%)	12月1日	1,113円	1.83%	山梨県	1,052円	64円 (6.48%)	12月1日	1,137円	1.34%	山口県	1,043円	64円 (6.54%)	10月16日	1,126円	2.27%
宮城県	1,038円	65円 (6.68%)	10月4日	1,158円	2.48%	長野県	1,061円	63円 (6.31%)	10月3日	1,160円	2.02%	徳島県	1,046円	66円 (6.73%)	2026年1月1日	1,152円	2.58%
秋田県	1,031円	80円 (8.41%)	2026年3月31日	1,107円	2.59%	岐阜県	1,065円	64円 (6.39%)	10月18日	1,158円	2.39%	香川県	1,036円	66円 (6.80%)	10月18日	1,151円	2.40%
山形県	1,032円	77円 (8.06%)	12月23日	1,094円	1.77%	静岡県	1,097円	63円 (6.09%)	11月1日	1,173円	2.36%	愛媛県	1,033円	77円 (8.05%)	12月1日	1,110円	2.59%
福島県	1,033円	78円 (8.17%)	2026年1月1日	1,161円	2.65%	愛知県	1,140円	63円 (5.85%)	10月18日	1,230円	1.99%	高知県	1,023円	71円 (7.46%)	12月1日	1,147円	4.65%
茨城県	1,074円	69円 (6.87%)	10月12日	1,180円	2.34%	三重県	1,087円	64円 (6.26%)	11月21日	1,171円	2.27%	福岡県	1,057円	65円 (6.55%)	11月16日	1,142円	3.07%
栃木県	1,068円	64円 (6.37%)	10月1日	1,152円	2.67%	滋賀県	1,080円	63円 (6.19%)	10月5日	1,198円	2.31%	佐賀県	1,030円	74円 (7.74%)	11月21日	1,086円	2.26%
群馬県	1,063円	78円 (7.92%)	2026年3月1日	1,126円	1.81%	京都府	1,122円	64円 (6.05%)	11月21日	1,217円	2.10%	長崎県	1,031円	78円 (8.18%)	12月1日	1,137円	2.80%
埼玉県	1,141円	63円 (5.84%)	11月1日	1,228円	2.93%	大阪府	1,177円	63円 (5.66%)	10月16日	1,311円	1.86%	熊本県	1,034円	82円 (8.61%)	2026年1月1日	1,116円	2.67%
千葉県	1,140円	64円 (5.95%)	10月3日	1,275円	2.57%	兵庫県	1,116円	64円 (6.08%)	10月4日	1,235円	2.07%	大分県	1,035円	81円 (8.49%)	2026年1月1日	1,114円	2.77%
東京都	1,226円	63円 (5.42%)	10月3日	1,358円	1.88%	奈良県	1,051円	65円 (6.59%)	11月16日	1,177円	2.44%	宮崎県	1,023円	71円 (7.46%)	11月16日	1,055円	2.13%
神奈川県	1,225円	63円 (5.42%)	10月4日	1,333円	2.54%	和歌山県	1,045円	65円 (6.63%)	11月1日	1,159円	1.76%	鹿児島県	1,026円	73円 (7.66%)	11月1日	1,106円	3.66%
新潟県	1,050円	65円 (6.60%)	10月2日	1,142円	1.87%	鳥取県	1,030円	73円 (7.63%)	10月4日	1,119円	2.19%	沖縄県	1,023円	71円 (7.46%)	12月1日	1,114円	5.09%

2 図 都道府県別募集賃金の推移 (最新週は2月9日)

① 正社員



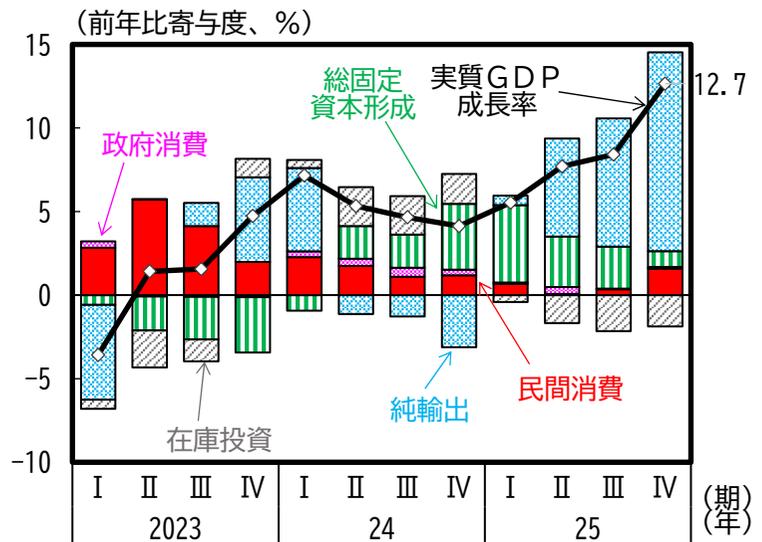
② パート・アルバイト



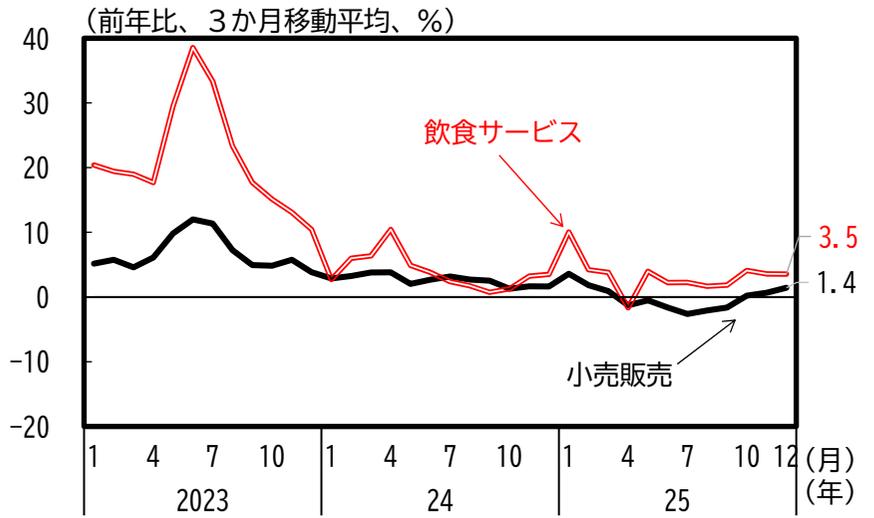
(備考) 1. 1 図は、厚生労働省、各都道府県労働局公表資料及び株式会社ナウキャスト「HRog賃金Now」により作成。※は各都道府県の地方最低賃金審議会における答申前から2月9日時点までの募集賃金の上昇率。
2. 2 図は、株式会社ナウキャスト「HRog賃金Now」により作成。

台湾経済 ～景気は外需を中心に拡大している～

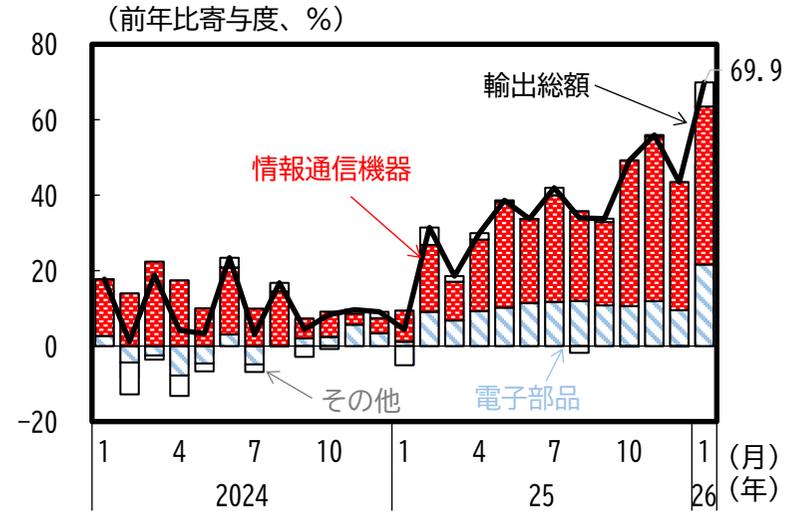
実質GDP成長率



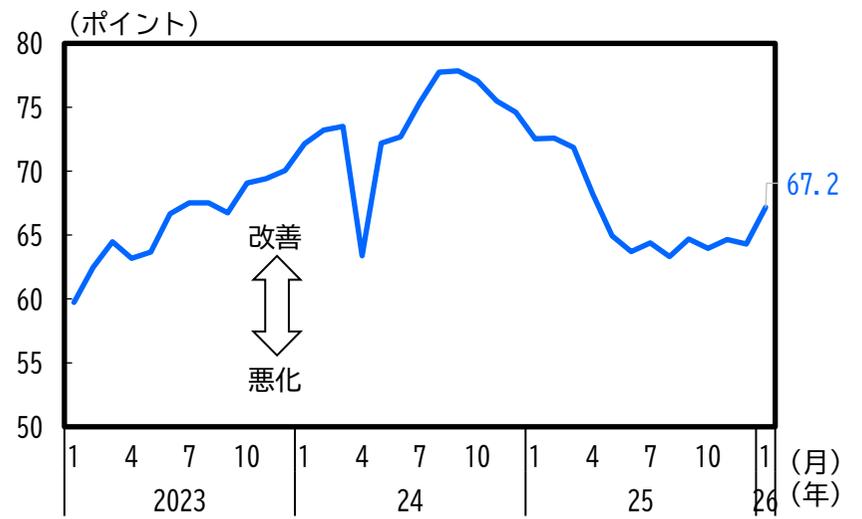
消費（小売販売・飲食サービス）



財輸出



消費者信頼感指数



(備考) 1. 左上図、台湾行政院主計総処により作成。左下図は、台湾財政部により作成。金額ベース。
 2. 右上図は、台湾經濟部により作成。名目値。右下図は、台湾中央大学台湾経済発展研究センターにより作成。

米連邦最高裁の違法判決（2月20日）を受けた米国通商政策の動向（概要）

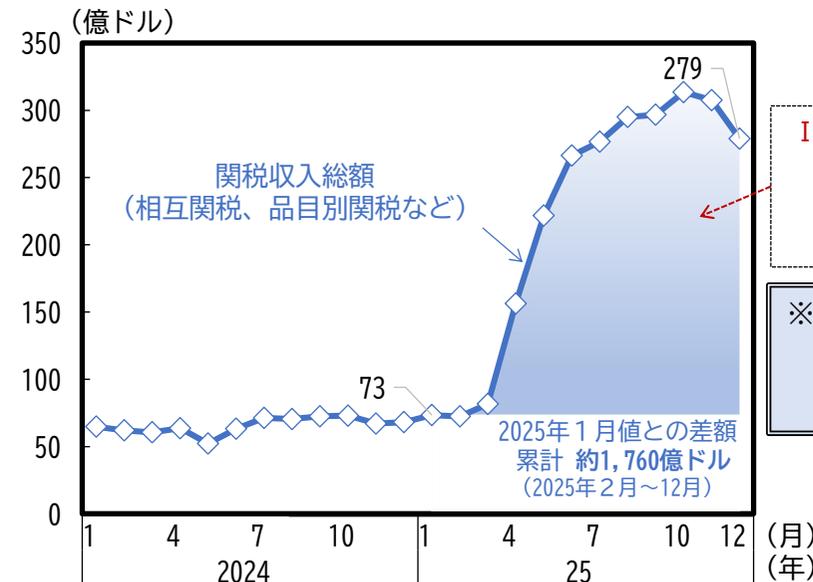
関税措置の根拠法	主な内容	発動された主な措置	違法判決後の動向
IEEPA (国際緊急経済権限法)	米国の国家安全保障、外交政策、または経済に対する、異例かつ重大な脅威があり、大統領が「緊急事態宣言」を表明した場合、当該脅威に対処する権限を付与（貿易の制限など）。 ※条文上「関税引上げ」の権限は明記されていない。	違法薬物等を理由とする追加関税（中国、カナダ、メキシコ） 相互関税 インド、ブラジルへの追加関税	米連邦最高裁が2月20日に 違法判決 （判事9名中6名が支持） ↓ 2月24日～相互関税等の 徴収停止
1962年通商拡大法 232条	特定製品の輸入が米国の国家安全保障を脅かす場合、関税引上げ等の措置を実施する権限を付与。	品目別関税（自動車など）	（継続）
1974年通商法 122条	巨額かつ重大な国際収支赤字に対処するため、最大15%の追加関税措置などを150日間実施可能。	一時的な代替関税措置	2月24日～発動（150日間） 10%の追加関税（※）
1974年通商法 301条	他国の不公正な貿易慣行等に対処するため、関税引上げ等の措置を実施する権限を付与。	—	今後の関税措置導入に向けた調査を指示

21日、トランプ大統領が自身のSNSで**15%**への引上げを表明。

一時的な代替関税措置の概要（2月24日発動）

- 追加関税率：**10%**
- 期間：**2月24日～（150日間）**
（※議会の承認があれば適用期間の延長可能。）
- 対象外品目：
 - ・特定の重要鉱物、通貨や地金に使用される金属
 - ・エネルギー及びエネルギー製品
 - ・米国で入手不可能な天然資源及び肥料
 - ・特定の農産物（牛肉など）
 - ・医薬品（原材料含む）
 - ・特定の電子機器
 - ・自動車（同部品含む）
 - ・現在または将来品目別関税の対象となる品目
 - ・USMCAの原産地規則を満たすカナダ、メキシコからの輸入品など

米国の関税収入



IEEPAに基づく措置により徴収された関税額
累計 約1,330億ドル
(約20兆円)
(2025年2月～12月中旬)

※これまで徴収された相互関税等の還付について、最高裁は判断を示さず。

（備考）各種公表情報、米国財務省、米国税関・国境取締局等により作成。日付は米国東部時間。

参考 米国の通商政策の動向関連（概要）※違法判決前時点

（日本時間 2月20日時点）

主要国・地域別

国・地域	追加関税率 (%)	内訳		備考
		相互関税率	その他	
日本	15(*)	15(*)	-	(*)既存の関税率が15%以上の品目には課されず、15%未満の品目については既存の関税率を含め15%が課される（8月7日から遡及して適用）。 ○航空機・同部品（無人機を除く）を追加関税の対象から除外（9月16日から適用）。 ○米国において入手不可能な天然資源・ジェネリック医薬品（その原材料及び化学前駆体を含む）を日本に対する相互関税の対象から除外。具体的な対象品目及び適用開始時期については、商務長官が決定。
EU	15(*)	15(*)	-	(*)既存の関税率が15%以上の品目には課されず、15%未満の品目については既存の関税率を含め15%が課される（8月7日から適用）。 ○米国において入手不可能な天然資源（コルクを含む）、航空機・同部品（無人機を除く）、ジェネリック医薬品（その原材料及び化学前駆体を含む）を追加関税の対象から除外（9月1日から遡及して適用）。
英国	10	10	-	-
中国	20	10(*)	10(**)	(*)5月14日以降、34%の相互関税率が一時的に10%に引き下げられている（2026年11月10日まで継続）。 (**)不法移民や違法薬物等を理由とした追加関税が20%課されていたが、10%に引き下げられた（11月10日発動）。
ベトナム	20	20	-	-
台湾	20(*)	20(*)	-	(*)2026年2月12日、米台間で相互貿易協定署名。相互関税率が20%から 15% （既存の関税率を含む）にまで引き下げられる予定。
韓国	15(*)	15(*)	-	(*)既存の関税率が15%以上の品目には課されず、15%未満の品目については既存の関税率を含め15%が課される（11月14日から遡及して適用）。 ○航空機・同部品（無人機を除く）を追加関税の対象から除外（11月14日から遡及して適用）。
タイ	19	19	-	-
インド	25(*)	25(*)	- (**)	(*)2026年2月2日、相互関税率を25%から 18% に引き下げることで合意したと発表。 (**)ロシア産原油の輸入を理由に別途課せられていた25%の追加関税は2月7日に撤廃。
ブラジル	50(*)	10	40(*)	(*)オンラインプラットフォームへの検閲や司法権濫用を理由に、8月6日から40%の追加関税が発動。
メキシコ	25	-	25	不法移民や違法薬物等を理由に、3月4日から25%の追加関税が発動。なお、予定されていた8月1日からの30%への上げは延期に。
カナダ	35	-	35	不法移民や違法薬物等を理由に、3月4日から25%の追加関税が発動。8月1日から35%へ引上げ。

品目別

品目	発動日	追加関税率 (%)	備考
自動車・同部品	完成車4/3 同部品5/3	25(*)	日本、EU、英国、韓国、USMCAの原産地規則等の例外あり。 (*)日本・EU・韓国は15%（既存の2.5%の関税率を含む）に引下げ。 適用時期：（日本）9月16日～（EU）8月1日～（遡及適用）（韓国）11月1日～（遡及適用）
鉄鋼・アルミニウム ・同派生品	3/12	50	6月23日以降、冷蔵庫や洗濯機等の白物家電を鉄鋼派生品として追加。 8月18日以降、エアコン部品、掘削機等を鉄鋼・アルミニウム派生品として追加。
銅の半製品・同派生品	8/1	50	当面の間、精錬銅は適用対象外。
木材	10/14	10	-
木材派生品		25(*)	(*)EU・日本・韓国（11月14日から遡及適用）は15%（既存の関税率を含む）。英国は10%。
中型・大型トラック ・同部品	11/1	25	USMCAの原産地規則等の例外あり。
バス		10	

相互関税の適用除外品目

○4月2日、相互関税の適用除外品目（鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品、銅、医薬品、半導体、木材製品、金地金、エネルギー及び米国では産出しない鉱物等）を公表。
 ○4月11日、相互関税の適用除外品目の「半導体」の定義を明確化（スマートフォン、パソコン及びパソコン部品、半導体製造装置等）。
 ○9月5日、相互関税の適用除外品目から特定の水酸化アルミニウム、樹脂、シリコン製品を削除。金関連製品、安全保障を理由とした調査の対象となっている特定の重要鉱物（ニッケル等）、特定の医薬品を追加。
 ○9月5日、各国との合意がなされた場合に、相互関税の適用を除外する可能性のある品目（特定の航空機・同部品、特定のジェネリック医薬品及び原材料、天然資源・同派生品、特定の農産品）を公表。
 ○11月14日、相互関税の適用除外品目に特定の農産品（コーヒー、バナナ、牛肉等）を追加。

（備考）1. 全ての表は、各種公表情報により作成。日付は米国東部時間。
 2. 上表の国・地域のうち、英国、ブラジルとの財貿易収支は黒字。
 3. 中央表には既に関税が発動済の主な品目を掲載。これらの品目以外に医薬品、航空機・同部品等について安全保障を理由とした調査が実施されている。

相互関税

大統領令（2025/4/2署名）

- 国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき、以下の措置を講ずる。貿易赤字とその根底にある非互恵的待遇が解決されたと大統領が判断するまで有効。
 - 全ての国に対して、**4月5日から10%の関税**を課す。
 - 大統領令の付属書で定める国（日本を含む57か国）に対して、**4月9日から付属書で定める関税**を課す。
 - **以下は除外**：IEEPA対象品目及び1962年米国通商拡大法第232条措置の対象品目（鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品、銅、医薬品、半導体、木材製品、金地金、エネルギー及び米国では産出しない鉱物等）並びに経済制裁中の国（キューバ、北朝鮮、ロシア、ベラルーシ）
 - 相手国が報復措置をとった場合には関税を引き上げ、非互恵的貿易関係を是正し経済及び国家安全保障に関して米国と足並みを揃える措置をとった場合には引き下げることが可能。
 - カナダ及びメキシコについては、既存の関税措置（相手国別①参照）は引き続き有効。ただし、同関税措置終了後は、USMCAの適用を受けない品目については、12%の相互関税を適用。
- **4月10日から7月9日までの間**、国別の関税率（上乘せ分、日本は24%）を停止し、一律に**10%の追加関税**を課す（4/9大統領令署名）。
- **4月11日署名の大統領令**において、**除外品目の「半導体」の定義を明確化（4月5日から遡及して適用）**。
除外品目：スマートフォン、パソコン及びパソコン部品、半導体製造装置、フラットパネルディスプレイ、SSD、電子集積回路等
- **7月7日署名の大統領令**において、国別の関税率（上乘せ分）の**一時停止期限を8月1日まで延長（※1）**。
- **7月31日署名の大統領令**において、各国・地域別の関税率が改定。**8月7日から適用**。迂回輸出と判断された輸出品には40%の追加関税。
- **9月5日署名の大統領令**において、相互関税の適用除外品目から特定の水酸化アルミニウム、樹脂、シリコン製品を削除。金関連製品、安全保障を理由とした調査の対象となっている特定の重要鉱物（ニッケル等）、特定の医薬品を追加（**9月8日から適用**）。各国との合意がなされた場合に、相互関税の適用を除外する可能性のある品目（特定の航空機・同部品、特定のジェネリック医薬品及び原材料、天然資源・同派生品、特定の農産品）を公表。
- **11月14日署名の大統領令**において、相互関税の適用除外品目に**特定の農産品（コーヒー、バナナ、牛肉等）**を追加（**11月13日から適用**）。

<主要国・地域の相互関税率の推移>

- 【日本（※2）】** 24%→10%（4月10日から7月9日まで。その後、（※1）により、8月1日まで延長）→**15%（8月7日から）**
（2024年の米国の財輸入額:1,484億ドル（米国の財輸入全体の4.5%）、米国の貿易収支:▲694億ドル（米国の貿易赤字全体の5.8%））
- 【EU（※2）】** 20%→10%（4月10日から7月9日まで。その後、（※1）により、8月1日まで延長）→**15%（8月7日から）**
（6,057億ドル（18.5%）、▲2,359億ドル（19.6%））
- 【英国】** 10%（682億ドル（2.1%）、114億ドル（-））
- 【中国】** 34%→84%（4/8大統領令署名）→125%（4/9大統領令署名）→34%（5月12日、8月11日、**11月4日署名の大統領令により2026年11月10日まで10%に引下げ**）
※中国からの輸入に対する追加関税率は、**計20%**（相互関税率10%+違法薬物等を理由とする追加関税率10%）
（4,387億ドル（13.4%）、▲2,955億ドル（24.5%））
- 【台湾（※2）】** 32%→10%（4月10日から7月9日まで。その後、（※1）により、8月1日まで延長）→**20%（8月7日から）**→15%（2026年2月12日に相互貿易協定署名。具体的な適用開始時期は未定。）（1,163億ドル（3.6%）、▲737億ドル（6.1%））
- 【韓国（※2）】** 25%→10%（4月10日から7月9日まで。その後、（※1）により、8月1日まで延長）→**15%（8月7日から）**
（1,316億ドル（4.0%）、▲660億ドル（5.5%））
- 【インド】** 26%→10%（4月10日から7月9日まで。その後、（※1）により、8月1日まで延長）→**25%（8月7日から）**→**50%（8月27日から。ロシア産原油の輸入を理由に25%追加）**
→**18%（2026年2月2日、相互関税率を25%から18%に引き下げることで合意。具体的な適用開始時期未定。ロシア産原油の輸入を理由とする追加関税率25%は2月7日に撤廃。）**
（873億ドル（2.7%）、▲458億ドル（3.8%））
- 【ブラジル】** 10%→**50%（8月6日から。オンラインプラットフォームへの検閲や司法権濫用を理由に、40%追加（農産品、航空機部品等は適用除外）**
（423億ドル（1.3%）、68億ドル（-））
（※2）既存の関税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目は15%に。（適用開始時期…EU：8月7日～。日本：8月7日～（遡及適用）。韓国：11月14日～（遡及適用）。）

<参考>

- 【カナダ】** 2024年の米国の財輸入額:4,119億ドル（米国の財輸入全体の12.6%）、米国の貿易収支:▲620億ドル（5.1%）
- 【メキシコ】** 5,055億ドル（15.5%）、▲1,715億ドル（14.2%）

（備考）ホワイトハウスHP、各種公表情報、米国商務省により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。
（）内は、2024年の米国の財輸入全体（3.3兆ドル）、財の貿易赤字全体（1.2兆ドル）に占めるシェア。

鉄鋼・アルミニウム

大統領令 (2025/2/10署名)

- 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、**3月12日以降**、鉄鋼・アルミニウムの輸入に一律で**25%の追加関税**を課す。課税を免除する既存の例外措置は全て失効。→**3月12日、実際に発動。例外措置はなし。**
- 4月2日、ビールと空のアルミニウム缶を、アルミニウム派生品として関税対象に追加 (**4月4日から発動**)。
- 6月3日署名の大統領令において、6月4日以降、鉄鋼・アルミニウムの輸入に対する追加関税率を25%から50%に引き上げ。**
ただし、英国からの輸入品に対する追加関税率は25%で維持。
- 6月16日、冷蔵庫や洗濯機等の白物家電を、鉄鋼派生品として関税対象に追加 (**6月23日から発動**)。
- 8月15日、エアコン部品、掘削機等を鉄鋼・アルミニウム派生品として関税対象に追加 (**8月18日から発動**)。
- 【カナダの対抗措置】
- 3月12日、カナダ政府は、3月13日から米国から輸入される鉄鋼、アルミニウム製品及びその他の財合計298億カナダドル分に対して25%の追加関税を課すことを発表 (3月13日発動)。
- 3月13日、カナダ政府は、WTOに提訴。
- 【EUの対抗措置】
- 3月12日、欧州委員会は、EU域内への米国からの輸入品に対して2段階のアプローチに基づき対抗措置を発動することを発表。
①第一次トランプ政権時代の既存の米国への対抗措置 (バーボン、オートバイ等への追加関税措置、2021年から一時停止) を4月1日に再導入。→3月20日、4月中旬に延期することを発表。
②米国からEUへの輸出品に対する新たな対抗措置パッケージを準備。4月中旬までに発効予定。
- 4月9日、欧州委員会は、4月15日から対抗措置を発動することを発表。
→4月10日、対抗措置の発動を90日間延期することを発表。
→4月14日、対抗措置の発動延期を7月14日までとする旨発表。
→7月14日、対抗措置の発動延期を8月6日までとする旨発表。
→8月5日、対抗措置の発動延期を継続する旨発表。
- **日本の対米輸出**：鉄鋼約3,027億円 (日本の対米輸出の1.4%)、アルミニウム約246億円 (0.1%)、派生品約1.6兆円 (7.7%)
※ただし、より詳細な米国の貿易統計と対象品目リストから計算すると米国向け全体の6.0%
(うち派生品4.75% (3月12日時点) →4.75% (4月4日から追加) →4.77% (6月23日から追加))

大統領令 (2025/4/29署名)

- 複数の関税が同一の品目に重複して適用されることを回避するための手続きを定める (3月4日まで遡及して適用)。
- ①自動車関税の対象品目は、②対カナダ・メキシコ関税及び③鉄鋼・アルミ関税の対象外とする。
- ②対カナダ・メキシコ関税の対象品目は、③鉄鋼・アルミ関税の対象外とする。
- ③鉄鋼、アルミニウムの両方の関税が適用される要件を満たしている品目については、両方の関税の対象となる。

関税品目の重複適用の回避

(備考) ホワイトハウスHP、各種公表情報、財務省「貿易統計」、米国商務省により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。
() 内は、2024年の日本から米国への財輸出全体 (約21兆円) に占めるシェア。
日本の対米輸出額については、6月23日までに発動された関税対象品目に基づいて算出した値。

自動車	<p>大統領令（2025/3/26署名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、自動車（完成車（乗用車、小型トラック））の輸入については4月3日以降、自動車部品の輸入については5月3日以降、25%の追加関税を課す。ただし、USMCAの対象となる自動車（完成車）については、米国外部分（その価値全体から米国内で取得、完全に生産又は実質的変更が加えられた価値を除いた部分）のみが追加関税の対象となるとしている。また、USMCAの対象となる自動車部品については、米国外部分のみに課税する手続きが定められるまでは、追加関税の対象とならないこととしている。 → 4月29日署名の大統領令により、米国内で組み立てられた自動車に要した部品への関税を減免する制度が設けられた。指定期間内に組み立てられた自動車のメーカー希望小売価格の合計額（A）のうち、下記の一定割合分に相当する還付金が申請可能に。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3.75%（=（A）×15%×追加関税率25%）（2025年4月3日～2026年4月30日までの期間に組み立てられたものが対象） ・ 2.50%（=（A）×10%×追加関税率25%）（2026年5月1日～2027年4月30日までの期間に組み立てられたものが対象） ※還付金は、自動車製造者の自動車部品関税負担額の総額を上限とする。 → 10月17日署名の大統領令により、上記の自動車部品関税の減免措置について、適用期間が2030年まで延長。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3.75%（=（A）×15%×追加関税率25%）（2025年4月5日～2030年4月30日までの期間に組み立てられたものが対象） 【国・地域ごとの特例】 ➢ 日本・EU・韓国は、追加関税率25%を15%（既存の2.5%の関税率を含む）に引下げ（既存の関税率が15%以上の品目には追加関税を課さない）。適用時期は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本：9月16日～（9月4日署名の大統領令で決定） ・ EU：8月1日～（9月25日付官報で公示。遡及適用） ・ 韓国：11月1日～（12月4日付官報で公示。遡及適用） 【カナダの対抗措置】 ➢ 4月3日、カナダのカーニー首相は対抗措置として、米国から輸入されるUSMCAの対象とならない自動車（完成車）及びUSMCAの対象となる自動車（完成車）のうちカナダ・メキシコ外部分に25%の関税を課すことを発表（4月9日発動）。 ■ 日本の対米輸出：自動車約6兆円（日本の対米輸出の28.3%）、自動車部品約1.2兆円（5.8%）、車両用エンジン及び同部品約3,762億円（1.8%） ※ただし、より詳細な米国の貿易統計と対象品目リスト（4月3日付官報で公示）から計算すると、自動車・同部品は米国向け全体の38.1%（うち自動車（完成車）27.2%、「自動車部品」と位置付けられているもの（エンジンやリチウムイオン電池等も含む）10.9%）
	<p>大統領令（2025/7/30署名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、銅の半製品及び銅派生品の輸入について、8月1日以降、50%の追加関税を課す。なお、当面の間、精錬銅は適用対象外。 ■ 日本の対米輸出：銅の半製品及び銅派生品約663億円（0.3%）
銅	

（備考）ホワイトハウスHP、各種公表情報、財務省「貿易統計」、米国商務省により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。
 ()内は、2024年の日本から米国への財輸出全体（約21兆円）に占めるシェア。

木材・同派生品

大統領令（2025/9/29署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、木材・同派生品の輸入について、10月14日以降、以下の追加関税をそれぞれ課す。
 - ・木材及び製材：10%
 - ・布張りの木材製品（カウチ、ソファ、椅子など）：25%（2027年1月1日以降、30%に引上げ予定）
 - ・キッチンキャビネット、洗面化粧台及び同部品：25%（2027年1月1日以降、50%に引上げ予定）
 - ただし、英国、EU、日本、韓国については、米国との合意を踏まえた例外規定が設けられている。
 - ・英国：10%
 - ・EU・日本・韓国：15%（既存の関税率を含む）（※韓国は11月14日以降分から適用（12月4日付官報で公示。遡及適用））
- 日本の対米輸出：木材・同派生品約35億円（0.02%）

中型・大型トラック

大統領令（2025/10/17署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、中型・大型トラック・同部品の輸入について、11月1日以降、25%の追加関税を課す。また、バスの輸入については、10%の追加関税を課す。
 - 米国内で組み立てられた中型・大型トラックに要した部品への関税を減免する制度が、自動車と同様に設けられた。指定期間内に組み立てられた車両の価値（A）のうち、下記の一定割合分に相当する還付金が申請可能に。
 - ・3.75%（=（A）×15%×追加関税率25%）（2025年11月1日～2030年10月31日までの期間に組み立てられたものが対象）
 - USMCAの適用対象となる中型・大型トラックについては、米国外部分に対してのみ関税が適用される。
 - 鉄鋼・アルミニウム、自動車・同部品、銅、木材に対する品目別関税と重複しない。
- 日本の対米輸出：中型・大型トラック約1,190億円（0.6%）（※同部品を除く）

半導体

大統領令（2026/1/14署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、特定の仕様を満たす先端半導体の輸入について、1月15日以降、25%の追加関税を課す。
 - ※ただし、以下の要件のいずれかに該当する場合は、追加関税の対象外に。
 - ・輸入される半導体が、米国内において、次のいずれかの用途で用いられる場合。
 - …データセンターでの使用、修理・交換、研究開発、スタートアップ企業による使用、非データセンター向け民生用途、公共部門での使用
 - ・商務長官が、米国内のサプライチェーン強化または米国内での半導体等の製造能力強化に寄与すると判断した場合。
 - ※追加関税の対象となった半導体については、他の品目別関税、相互関税及びカナダ・メキシコに対する追加関税措置は適用されない。
- 商務長官及び米国通商代表（USTR）は、半導体等の輸入に伴う安全保障上の脅威に対処するため諸外国との交渉を実施・継続し、その交渉状況を90日以内に大統領に報告。
 - 当該報告を踏まえ、大統領は半導体、半導体製造装置及びその派生品への広範な関税賦課について検討。

（備考）ホワイトハウスHP、各種公表情報、財務省「貿易統計」、米国商務省により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。
（）内は、2024年の日本から米国への財輸出全体（約21兆円）に占めるシェア。

医薬品	<p>官報（2025/4/16付公示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、半導体と医薬品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、5月7日までパブリックコメントを受付。 □ 日本の対米輸出：医薬品約4,115億円（1.9%）
	<p>大統領令（2025/4/15署名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、商務長官に対して、重要鉱物等（レアアース、重要鉱物の加工品・派生品を含む）の輸入に係る安全保障上の影響の調査を指示。 ● 商務長官は、関連行政機関の長とも協議の上、270日以内に、①米国の国家安全保障に脅威を及ぼすか否かの判断や、②追加関税等の措置の提言を含めた報告書を大統領に提出。 <p>官報（2025/4/25付公示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、重要鉱物等の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、5月16日までパブリックコメントを受付。 <p>大統領令（2026/1/14署名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務長官及びUSTRに対して、重要鉱物等の輸入に関する国家安全保障上の脅威に対処するため、今後、貿易相手国との協議を進めるよう指示。 ● 商務長官及びUSTRは、協議の状況または結果について、180日以内に大統領に報告。
重要鉱物	<p>官報（2025/5/13付公示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、民間航空機、ジェットエンジン、同部品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、6月3日までパブリックコメントを受付。
民間航空機	<p>官報（2025/7/16付公示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、ポリシリコンと無人航空機システム（ドローン等）の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、8月6日までパブリックコメントを受付。
ポリシリコン・無人航空機システム	<p>官報（2025/8/25付公示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、風力タービン・同部品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、9月9日までパブリックコメントを受付。
風力タービン	<p>官報（2025/9/26付公示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、個人用防護具（PPE）、医療消耗品及び医療機器の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、10月17日までパブリックコメントを受付。
医療用品・医療機器	<p>官報（2025/9/26付公示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、産業機械の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、10月17日までパブリックコメントを受付。
産業機械	<p>官報（2025/9/26付公示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、産業機械の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、10月17日までパブリックコメントを受付。

（備考） ホワイトハウスHP、各種公表情報、財務省「貿易統計」により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。

（）内は、2024年の日本から米国への財輸出全体（約21兆円）に占めるシェア。

対カナダ 対メキシコ	大統領令（2025/2/1署名）
	<ul style="list-style-type: none"> ● 不法移民やフェンタニルなどの麻薬がもたらす脅威を、国際緊急経済権限法（IEEPA）における「国家の緊急事態」と認定し、大統領権限を用いて関税を発動。 ● 危機が緩和されるまでの間、カナダとメキシコからの輸入品に2月4日から25%の追加関税を課す（カナダから輸入されるエネルギー資源は10%）。
	大統領令（2025/2/3署名）
	<ul style="list-style-type: none"> ● 2月1日の大統領令を改正し、関税措置を3月4日まで停止。→ 3月4日、25%の追加関税を発動。
	大統領令（2025/3/6署名）
	<ul style="list-style-type: none"> ● 3月7日以降、追加関税率は原則25%とした上で、以下の例外措置（※）を設けた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ USMCAの適用を受ける財（原産地規則等を満たすもの）は適用除外 ・ 塩化カリウムは10% ・ カナダから輸入されるエネルギー資源は10%（2月1日付大統領令で規定、3月4日から発動済） <p>【カナダの対抗措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 3月3日、カナダのトルドー首相（当時）は対抗措置として、米国からの輸入品総額1,550億カナダドルに対する25%の報復関税（300億カナダドル分は3月4日から、1,250億カナダドル分は3月25日から発動）を発表。3月6日、カナダのルブラン財務大臣（当時）は、米国の関税猶予措置を受け、1,250億カナダドル分の報復関税を4月2日まで実施しないとSNSに投稿。 <p>→8月22日、カナダのカーニー首相は、USMCAの適用を受ける米国製品（鉄鋼・アルミニウム、自動車は除く）について、9月1日から報復関税を撤廃すると発表。</p> <p>【メキシコの対抗措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ メキシコのシェインバウム大統領は、3月4日、記者会見で、報復関税を含む対抗措置を3月9日に発表すると発言していたが、3月6日、米国の関税猶予措置を受け、対抗措置発表の見送りを表明。
	大統領令（2025/7/31署名）
	<ul style="list-style-type: none"> ● カナダから米国に流入する違法薬物に対し、カナダが十分な対策を取っていないこと、米国に対し報復関税を発動したことを理由に8月1日以降、追加関税率は原則35%に変更。迂回輸出と判断された輸入品については40%の追加関税が課される。（※）の例外規定については継続。
メキシコへの関税措置（2025年8月以降）について	
<ul style="list-style-type: none"> ● トランプ大統領は、7月31日、自身のSNSで、メキシコのシェインバウム大統領との電話会談を踏まえ、メキシコに対する追加関税率を8月1日から30%に引き上げる措置を90日間延期する旨を投稿。 ● メキシコのシェインバウム大統領は、10月25日にトランプ大統領と電話会談を行い、適用が延期されている追加関税率の引上げ措置について数週間後に再び話し合うことで合意した旨を、10月27日に発表。 	

対中国	<p>大統領令（2025/2/1署名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不法移民やフェンタニルなどの麻薬がもたらす脅威を、IEEPAにおける「国家の緊急事態」と認定し、大統領権限を用いて関税を発動。 ● 危機が緩和されるまでの間、中国からの輸入品に2月4日から10%の追加関税を課す。 <p>【中国の対抗措置（2月4日発表）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国の追加関税措置についてWTOに提訴 ・ 米国からの石炭、天然ガスに15%、原油、農業機械、大型自動車、ピックアップトラックに10%の追加関税を課す（2月10日発動） ・ タングステン等の重要鉱物の関連品目に対する輸出管理措置 等
	<p>大統領令（2025/3/3署名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中国が違法薬物の問題の緩和に十分な措置を講じていないという事実を踏まえ、3月3日から追加関税を20%に引上げ。 <p>【中国の対抗措置（3月4日発表）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国の追加関税措置についてWTOに提訴 ・ 米国の追加関税措置を理由とする米国からの農林水産物輸入に対する追加関税措置（3月10日発動）： 鶏肉、小麦、トウモロコシ、綿花に15%、 ソルガム、大豆、豚肉、牛肉、水産品、果物、野菜、乳製品に10% 等
	<p>大統領令（2025/4/2、4/8、4/9、5/12、8/11署名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 4月2日署名の大統領令（相互関税の発表）において、中国への相互関税率を34%に設定。 ● 4月8日、9日署名の大統領令において、相互関税率を相次いで引上げ（34%→84%→125%）。 ● 5月12日署名の大統領令において、5月14日以降、相互関税率を125%から34%に引き下げ、90日間のうち10%のみ適用（累計30%）。 ● 8月11日署名の大統領令において、相互関税率34%を10%へ引き下げる措置を90日間（11月10日まで）継続する旨決定。 <p>【中国の対抗措置等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月4日、中国は米国の関税措置についてWTOに提訴。米国から輸入される全品目に対して34%の追加関税を課すことを発表。 ・ 4月9日及び4月11日、米国に対する追加関税率の引上げを相次いで発表（34%→84%→125%）。 ・ 5月12日、追加関税率を125%から34%に引き下げ、90日間のうち10%のみ適用する（5月14日以降）とともに、非関税措置の停止または取り止めを決定した旨発表。 ・ 8月12日、10%への引下げ措置を90日間（11月10日まで）継続する旨を発表。
	<p>大統領令（2025/11/4署名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中国との協議を踏まえ、以下の措置が決定。 <ol style="list-style-type: none"> ①相互関税率34%を10%へ引き下げる措置を1年間（2026年11月10日まで）継続。 ②11月10日以降、違法薬物等を理由とする追加関税率を20%から10%に引下げ。 <p>【中国の対応（11月5日発表）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11月10日以降、米国に対する追加関税率34%を10%に引き下げる措置を1年間延長。 ・ 3月4日に発表した、米国からの農林水産物輸入に対する追加関税措置を停止。